

第3期南小国町子ども・子育て支援事業計画 【素案】

令和7年2月
南小国町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 他計画との整合性	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
第2章 南小国町の子どもと家庭を取り巻く状況	6
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況	6
2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況	13
3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価及び課題の整理	27
第3章 基本理念及び基本目標	35
1. 基本理念	35
2. 計画の基本目標	35
3. 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 地域における子育ての支援	37
(1) 教育・保育サービスの充実	37
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	38
基本目標2 すべての親子の健康づくりへの支援	39
(1) 母子保健事業の推進	39
(2) 思春期保健対策の充実	41
(3) 食育の推進	42
(4) 小児医療の充実	43
基本目標3 親と子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり	44
(1) 次代の親の育成	44
(2) 子どもの生きる力を育むための教育環境整備	45
(3) 家庭の子育て力の向上	46
(4) 地域の教育力の向上	47
基本目標4 家庭と仕事との両立の推進	48
(1) 仕事と子育ての両立の推進	48
(2) 男女共同参画意識の醸成	49
基本目標5 安心して子育てができる生活環境の整備	50
(1) 子どもの安全の確保	50
(2) 子育てを支援する生活環境の整備	51

基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援	52
(1) 障がいや病気などがある子どもへの支援	52
(2) ひとり親家庭への支援	54
(3) 児童虐待防止対策の推進	55
(4) 経済的負担の軽減	56
(5) 子育て支援ネットワークづくり	57
第5章 子ども・子育て支援事業計画	58
1. 量の見込みと確保の方策の考え方	58
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	62
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込と提供体制の確保	65
4. 教育・保育の一体的な提供の推進	76
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	76
第6章 子どもの貧困に関する取り組み	77
1. 子どもの貧困に関する現状と課題	77
2. 統計データからみる子どもの貧困の状況	78
3. アンケート調査結果からみる子どもの貧困の状況	80
4. 取り組みの方向性	82
5. 取り組みの内容	83
第7章 計画の推進に向けて	89
1. 計画の推進に向けた3つの連携	89
2. P D C Aによる点検	91
資料編	92
1. 南小国町子ども・子育て会議設置条例	92
2. 南小国町子ども・子育て会議 委員名簿	93

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて、少子化対策や子ども・子育て世帯への社会保障等の取り組みは遅れをとっているのが現状です。

若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような状況の中、本町では、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、令和 2 年に「第 2 期南小国町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

令和 5 年 12 月 22 日には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。令和 6 年 5 月 31 日には、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「こどもまんなか実行計画 2024」を決定しました。

こうした社会状況を踏まえ、「第 2 期南小国町子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度をもって期間満了となることを受け、本町の子ども・子育て世帯の状況を十分に踏まえ、子育て支援の更なる充実を目指し、新たに「第 3 期南小国町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

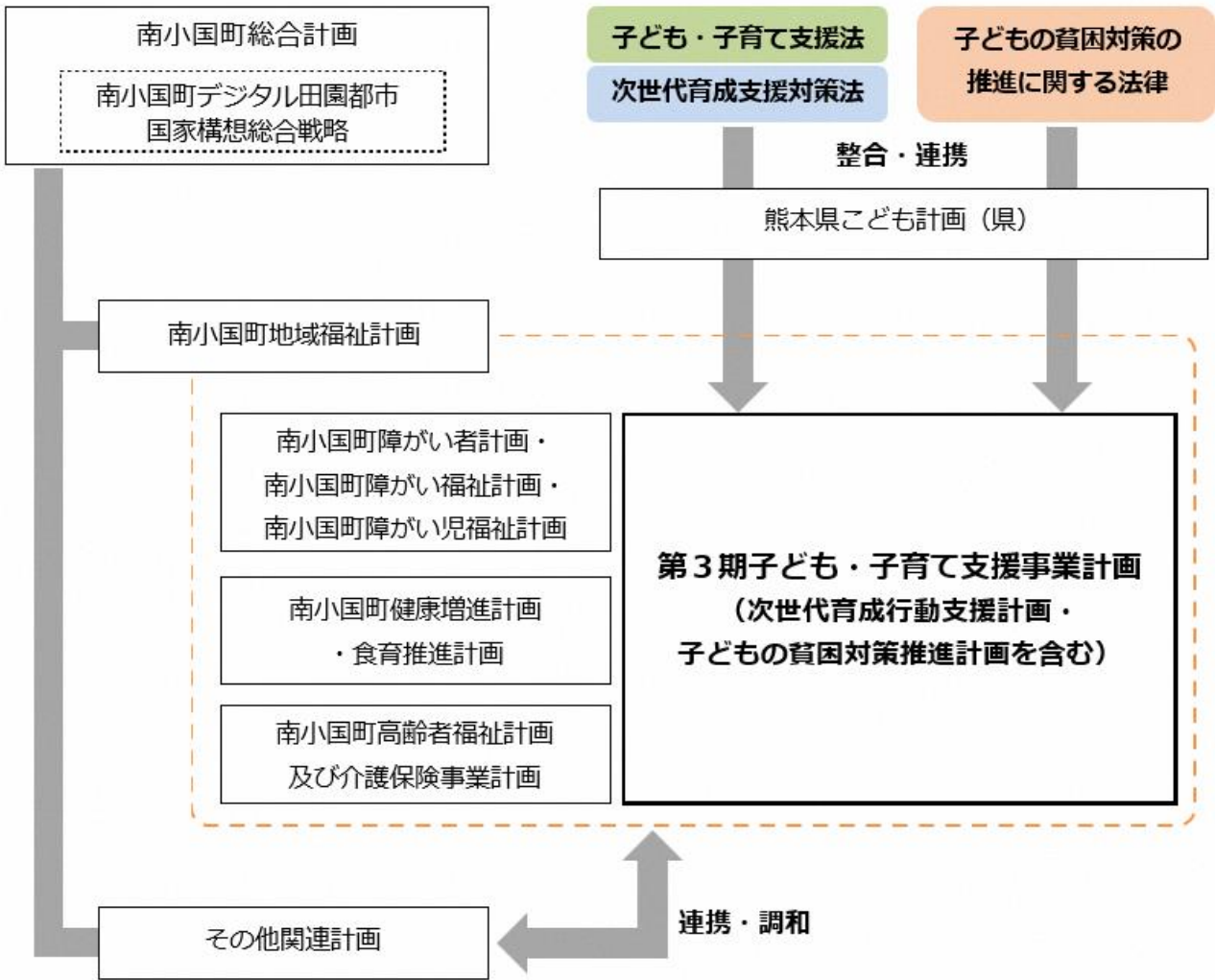
また、市町村行動計画は母子保健分野における、計画対象、策定の趣旨、計画内容が地域行動計画に包括されることから、本計画を母子保健計画としても位置づけるとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条 2 項に基づく市町村計画として、子どもの貧困対策において、特に重点化する取り組みについて記載します。

子ども子育て支援法（第 61 条第 1 項）
市町村は、基本的指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法（第 8 条第 1 項）
市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住宅環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成行動支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。
子どもの貧困対策の推進に関する法律（第 9 条 2 項）
市町村は、大綱及び都道府県計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3. 他計画との整合性

本計画は南小国町総合計画における子育て支援施策の分野別計画として、福祉分野の上位計画である「南小国町地域福祉計画」との整合を図るとともに、「南小国町障がい者計画・南小国町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」や「南小国町健康増進計画・食育推進計画」等、町の各種福祉関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

図表 1 上位・関連計画、根拠法



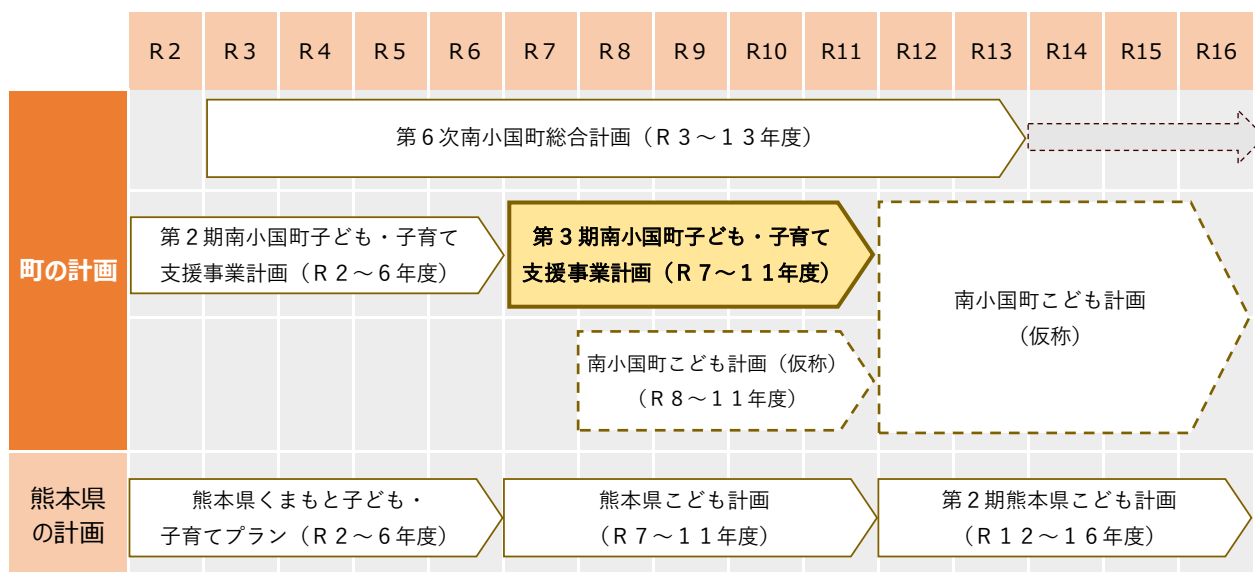
4. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するように、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和9年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとする。

また、本計画の最終年度にあたる令和11年度に見直しを行い、令和8年度に策定予定の「南小国町こども計画（仮称）」との整理・統合を目指します。

図表 2 計画の期間



5. 計画の策定体制

（1）南小国町子ども・子育て会議の設置

児童福祉関係者や保護者会代表など10名で構成する「南小国町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議します。

（2）庁内の策定体制

南小国町子ども・子育て会議に提示する計画素案を作成するため、福祉課を中心とする事務局を設置し、庁内関係各課との意見交換と調整を図ります。

（３）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、保育や子育て支援などについてのニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、町内の未就学児及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の実施概要

調査対象	町内在住の未就学児及び小学生児童の保護者
調査方法	学校（園）を通じて配布・回収及び郵送による配布・回収
調査時期	令和６年２月

（４）パブリックコメントの実施

住民の意見を広く徴収するために、町のホームページ等を活用して、パブリックコメントを実施します。

第2章 南小国町の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

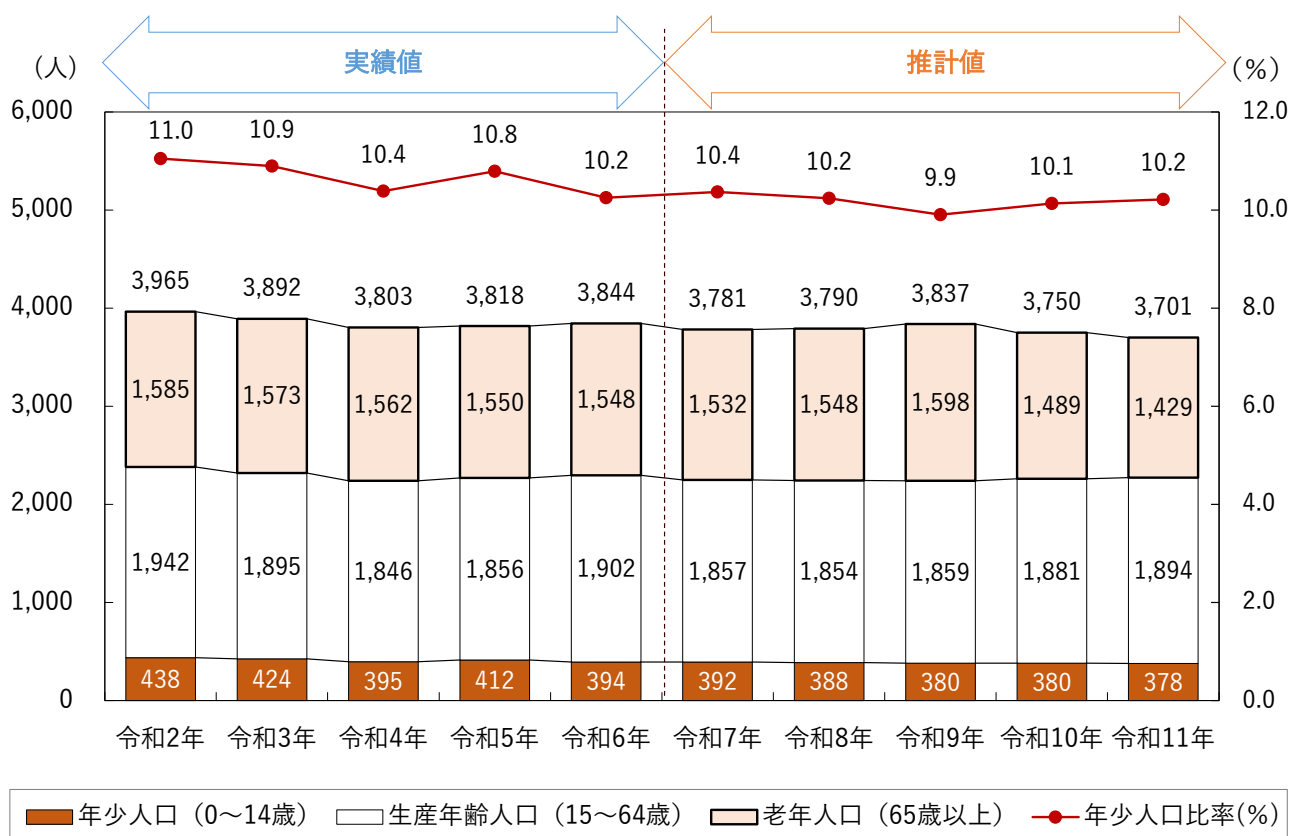
①年齢3区分別人口の推移と将来予測

各歳・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法※1によって本町の人口推計を実施しました。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は、多少の増減はありますがおおむね横ばい傾向にあり、今後もその傾向が継続していくことが予想されています。

年少人口の割合をみると、令和2年から令和6年にかけて0.8ポイント減少していますが、今後の推計によると、11～10%台でおおむね横ばいの傾向で推移すると予測されます。

図表 3 人口の推移と推計



※1 コーホート変化率法：同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口実績から変化率を求めそれに基づき将来人口を推計する手法。

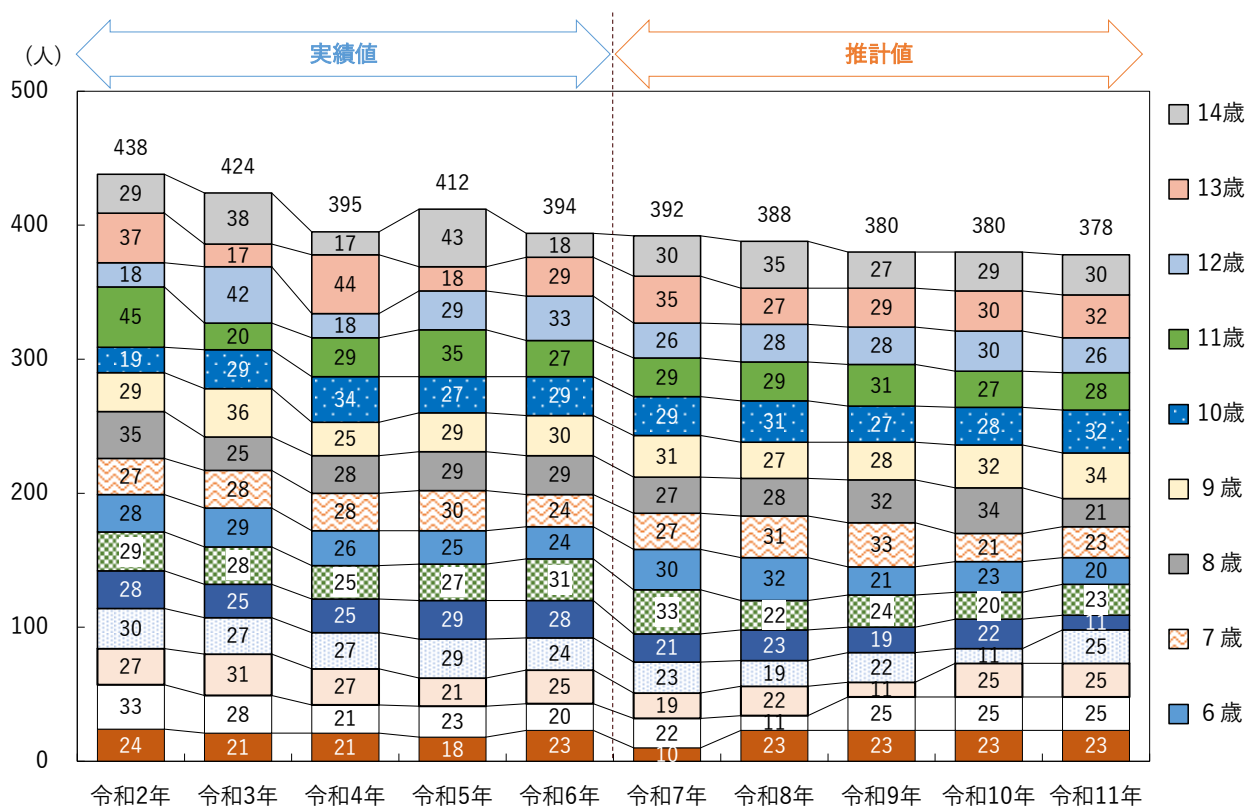
②年少人口の推移と将来予測

年少人口は減少傾向となっており、令和2年時点の人口は438人であったのが、令和6年には394人となっています。

人口推計によると、今後の年少人口は概ね横ばいに推移する見込みです。令和6年度の出生数が、例年と比較して大幅に落ち込む見込みであることから、令和7年の0歳人口の推計値について、実績に基づき補正しています。また、令和8年以降は例年通りの出生数が見込まれるものと想定しています。

年齢によって多少傾向が異なるものの、第3期計画期間（令和7年度～令和11年度）に限れば、年少人口の大幅な減少の影響を想定する必要はありません。

図表4 年少人口の推移と推計（各歳別）



資料：住民基本台帳（各3月末時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

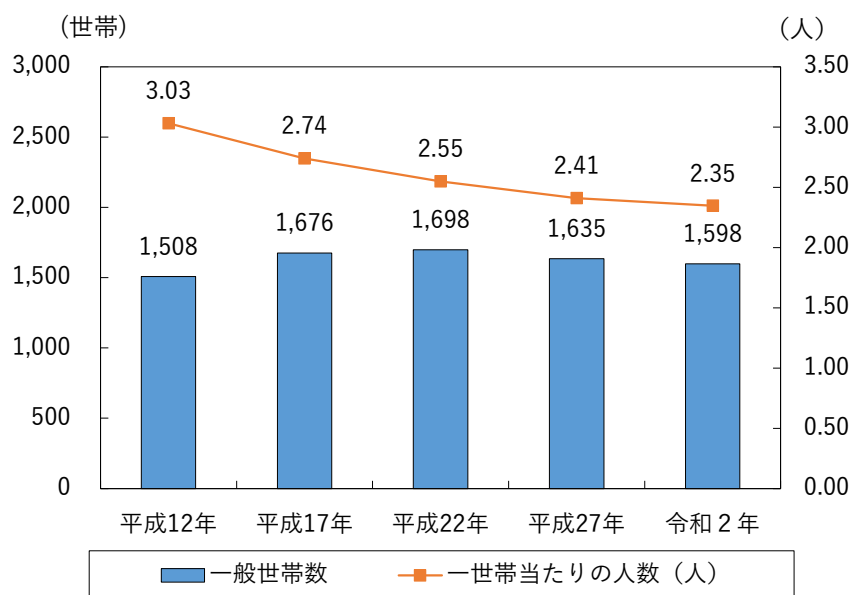
(2) 世帯の動向

①世帯数の推移

本町の一般世帯数は増加傾向にありましたが、平成 22 年をピークに減少に転じ、令和 2 年では 1,598 世帯となっています。

また、一世帯当たりの人員数は一貫して減少傾向にあることから、単身世帯や核家族世帯が増加しているものと推察されます。

図表 5 世帯数の推移

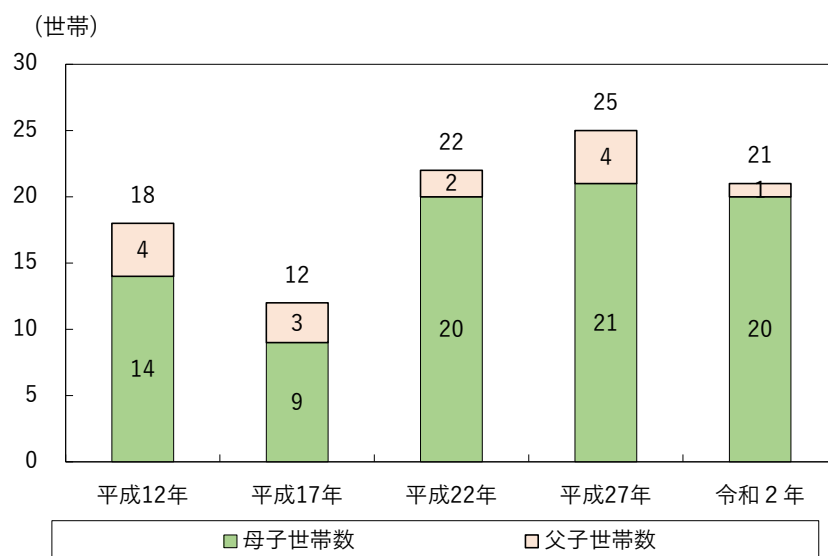


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

②ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、平成 12 年と比べると増加しており、令和 2 年では 21 世帯となっています。

図表 6 ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

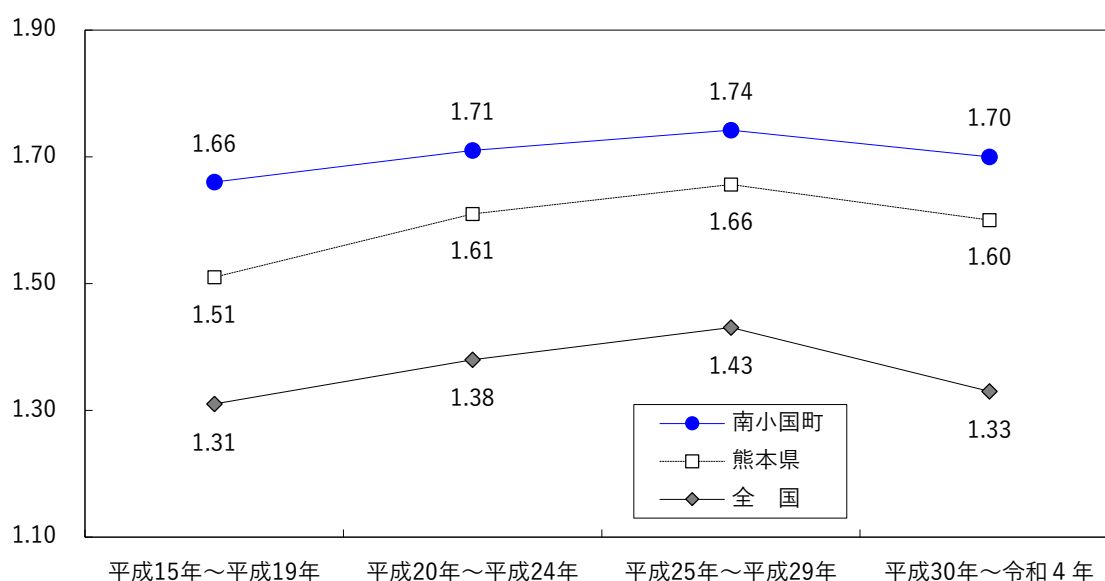
(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。本町の出生の状況を、ベイズ推定^{※2}を用いて全国、熊本県と比較しました（図表7）。

本町の合計特殊出生率は全国、熊本県平均よりも高い水準で推移していますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2.07を大きく下回っており、平成25年～平成29年の1.74から、平成30年～令和4年では1.70と低下傾向となっています。

出産が可能な女性（人口統計上15歳から49歳と定義）の総人口は横ばい傾向が続いており、また、出生数も横ばいで推移すると見込まれていることから、本町の出生数が大幅に増加する見込みは薄く、今後も少子化対策について様々な面から取り組んでいく必要があると言えます（図表8）。

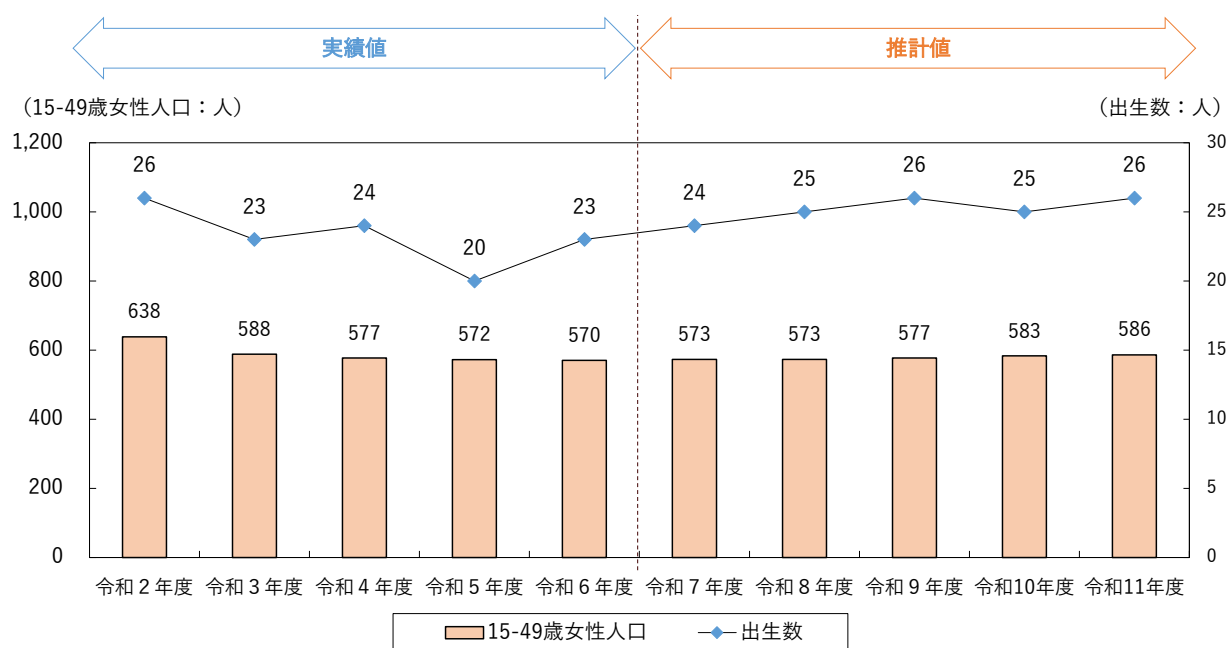
図表7 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

※2 ベイズ推定値：該当する市区町村の女性人口、出生数の実績をもとに、所属する都道府県の全市区町村の出生率を用いて推定した値。偶然変動を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる。市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出した数値を比較している。

図表 8 女性人口と出生数の推移



資料：住民基本台帳（15-49歳女性人口：各年度10月1日時点、出生数：各年度4月1日～翌3月31日までの合計）

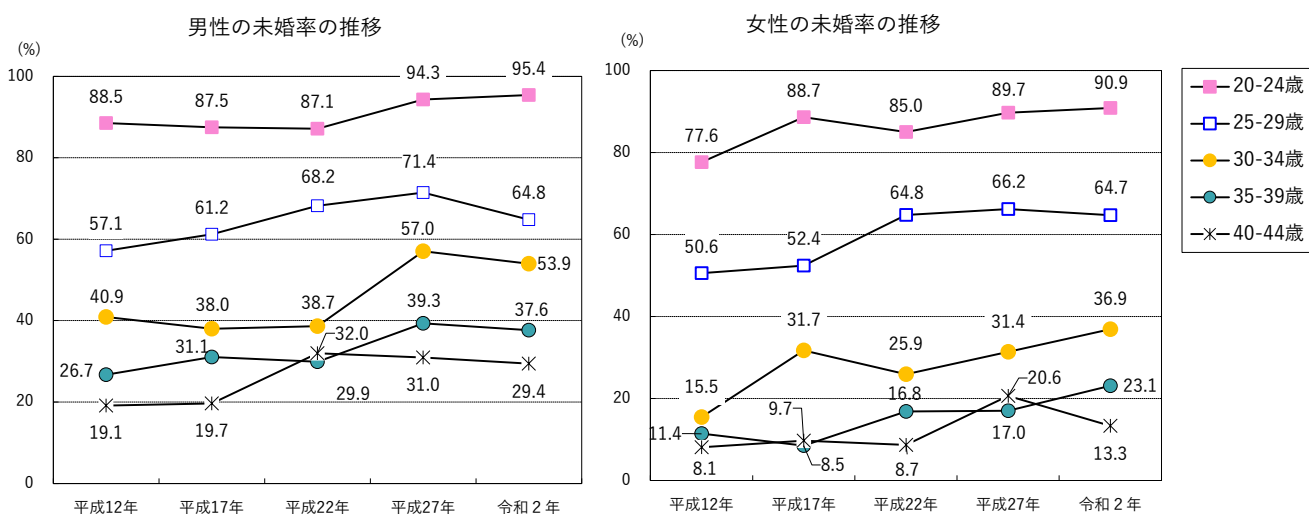
(4) 婚姻の状況

本町の20歳～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、いずれの年齢階層でも平成12年から令和2年にかけて、未婚率がおおむね上昇していることがわかります。

特に、30歳～34歳の男性の未婚率は平成12年では40.9%であったのが、令和2年では53.9%になっており、また、30歳～34歳の女性の未婚率も、平成12年では15.5%であったのに対し、令和2年では36.9%となっています。

男女ともに、未婚化、晩婚化が進行していることが分かります。

図表 9 未婚率の推移



資料：国勢調査より算出

(5) 就労の状況

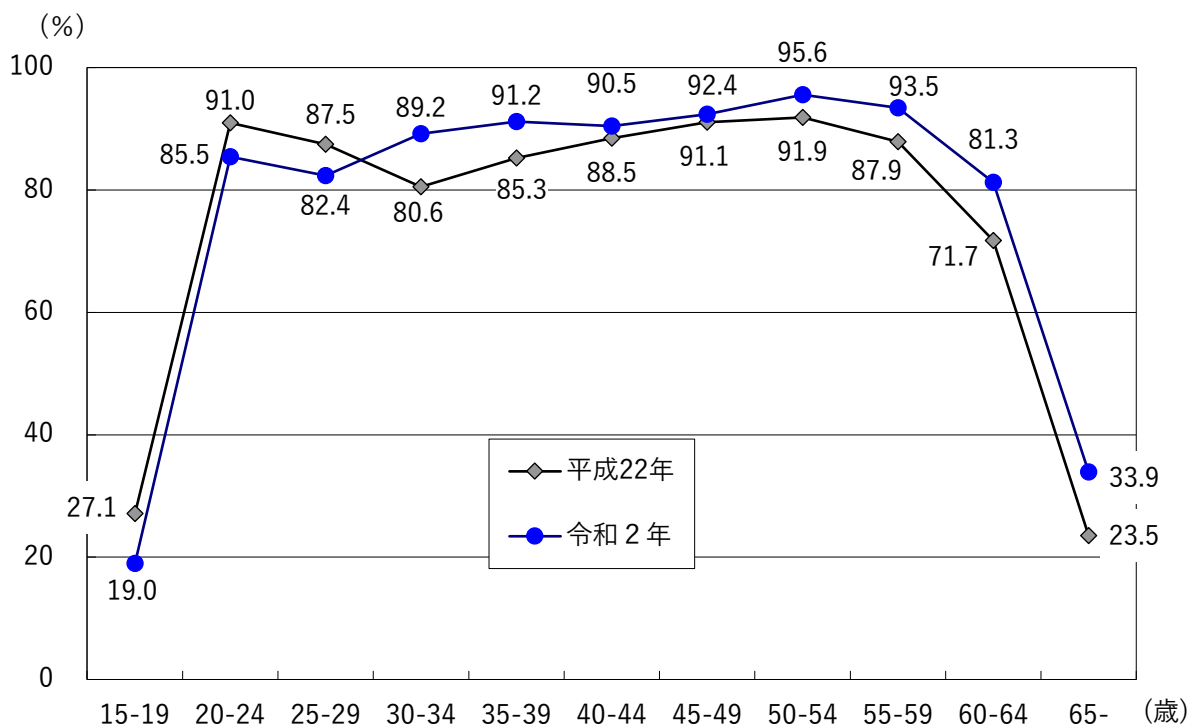
本町における女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）は、平成 22 年から令和 2 年までに 20 歳～29 歳で低下し、30 歳～34 歳で上昇しています（図表 10）。

また、全国平均と比べて女性の労働率はやや高いものの、25 歳～29 歳の労働力人口割合の落ち込み幅が大きくなっていることが見て取れます（図表 11）。

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

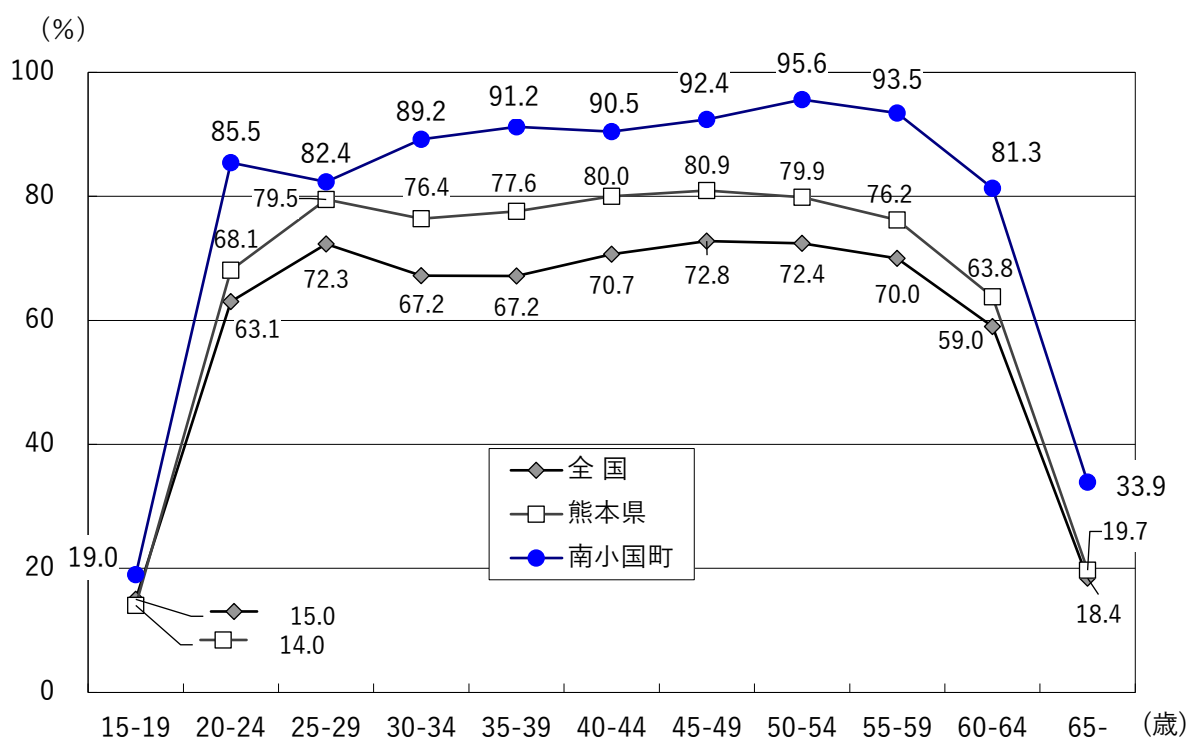
女性の年齢階層別労働力人口は増加し、いわゆるM字カーブは解消に向かっていると思われるものの、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消や男女間の賃金格差の是正が引き続き課題となっています。

図表 10 女性の年齢階層別労働力人口（経年比較）



資料：国勢調査より算出

図表 11 女性の年齢階層別労働力人口（全国・熊本県との比較）



資料：国勢調査より算出

2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 調査の目的

子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握することによって、今後の子ども・子育て支援施策の充実に活かすことを目的に調査を実施しました。

また、本計画において、教育・保育・子育て支援等の各種サービスに関する町民の現在の利用状況や今後の利用希望から必要なサービスの見込量を把握し、その確保の方策を検討します。

(2) 調査方法及び回収結果

調査対象	南小国町内に居住する就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者
調査方法	学校（園）を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査時期	令和6年2月
回収結果	就学前保護者 配布数 100件 回収数 73件 （有効回収率 73.0%） 小学生保護者 配布数 100件 回収数 85件 （有効回収率 85.0%）

(3) 調査結果の見方

回答は、各質問の回答者数（計）を基数とした百分率（％）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

また、数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。

表・グラフにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合があります。

(4) 調査結果の概要

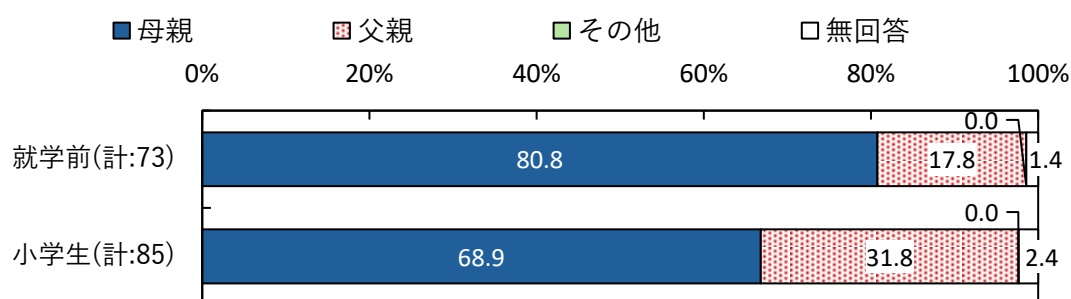
①調査の回答者

調査の回答者についてたずねたところ、「母親」の回答率が高く、就学前保護者で 80.8%、小学生保護者で 68.9%となっています（図表 12）。

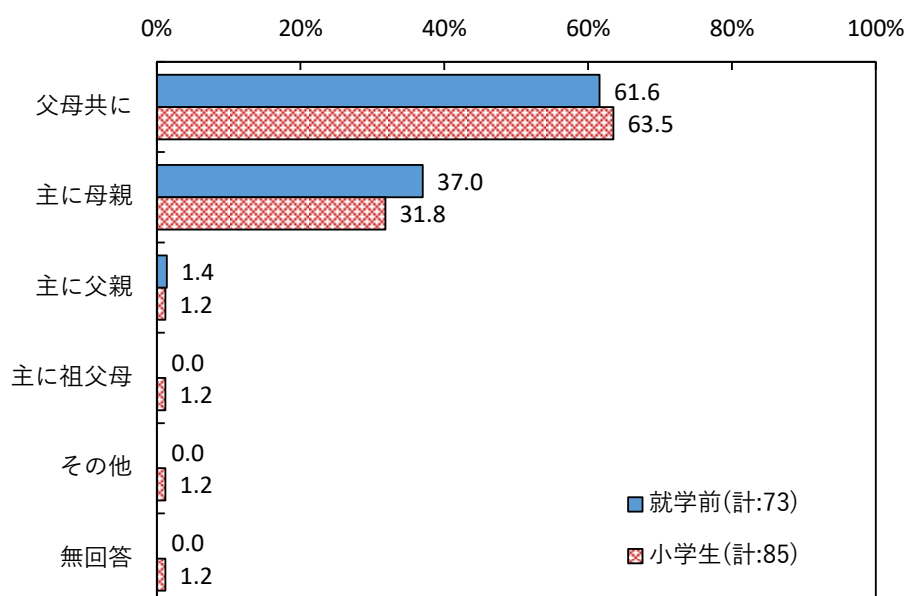
また、主に子育てを行っている人について尋ねたところ、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母共に」の回答率が最も高く、次いで「主に母親」と続きます（図表 13）。

「父母共に」「主に母親」と比較して、「主に父親」の回答率は圧倒的に低くなっており、調査の回答者の多くが母親であったことから、育児の負担は母親へと偏りがちであり、父親が育児に積極的に参画していないケースが少なからず存在しているものと考えられます。

図表 12 調査の回答者



図表 13 主に子育てを行っている人

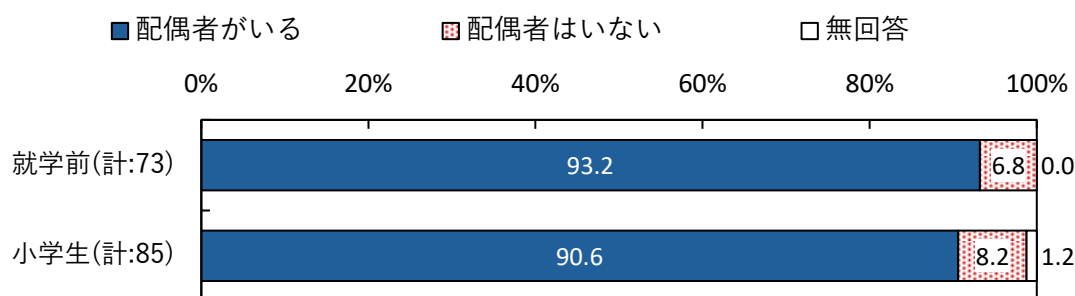


②保護者の配偶関係について

保護者の配偶関係についてたずねたところ、「配偶者はいない」と回答した人の割合は、就学前保護者で 6.8%、小学生保護者で 8.2%となっています（図表 14）。

この調査結果から、本町の未就学から小学生までの子育て世帯の約 7.5%程度が、保護者に配偶者がいない、いわゆる「ひとり親家庭」であることがわかります。

図表 14 保護者の配偶関係



③仕事と育児の両立について

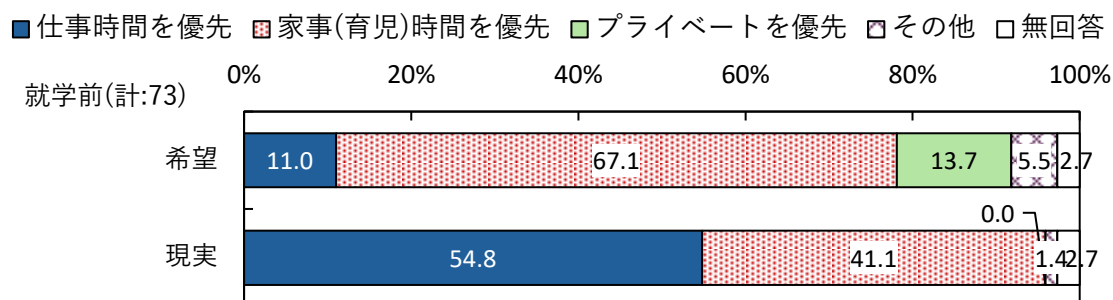
「仕事時間」と「家事（育児）・プライベート」の生活時間の優先度について希望と現実をたずねたところ、就学前保護者、小学生保護者のいずれも「家事（育児）時間を優先」することを希望している人が約 7 割となっている一方、実際には半数以上が「仕事時間を優先」せざるを得ないと回答しています（図表 15・図表 16）。

また、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることにについて、「急な残業が入ってしまう」や「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない」といった仕事時間を優先せざるを得ないことに対する回答や、「子どもと接する時間が少ない」といった、家事（育児）時間が十分でないことに対する回答が多くなっています（図表 17）。

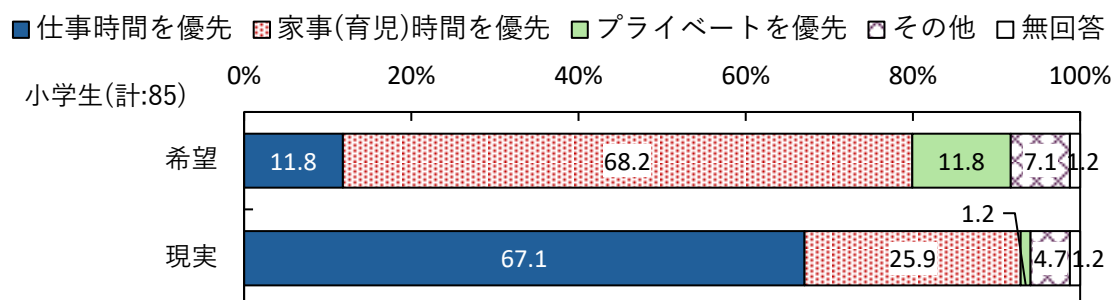
さらに、過去 1 年間で子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験があるかをたずねたところ、就学前保護者の 71.9%、小学生保護者の 85.9%が「あった」と回答しており、その際の対処法として、父親又は母親が休んだと回答した人が多くなっています（図表 18・図表 19）。

子育てと仕事の両立のための環境は、依然として厳しい状況にあり、各種休業制度の整備や多様な働き方の推進、様々なニーズに応えることのできる保育サービスの充実など、継続して支援を行っていく必要があります。

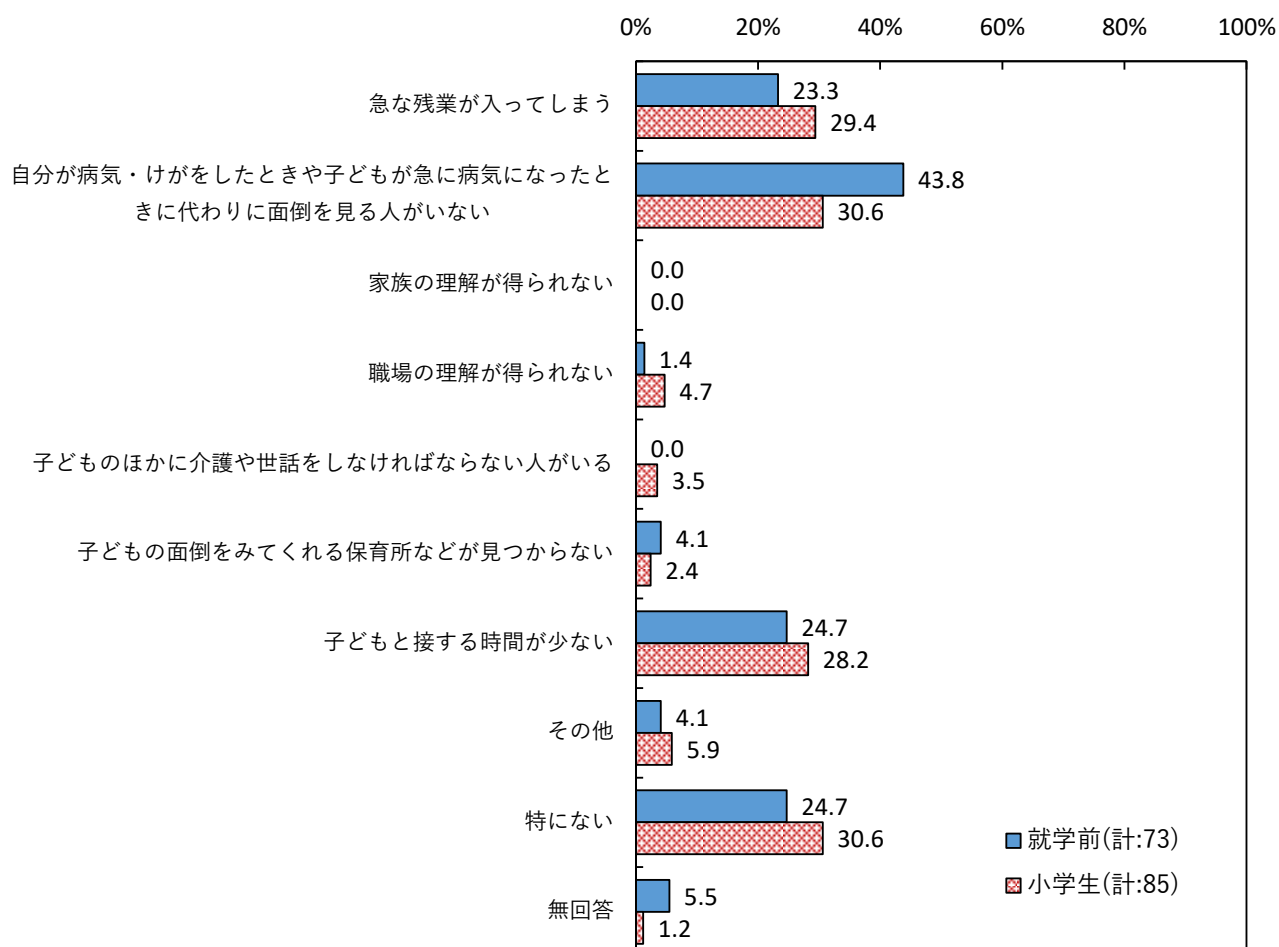
図表 15 生活の中での優先度（就学前保護者）



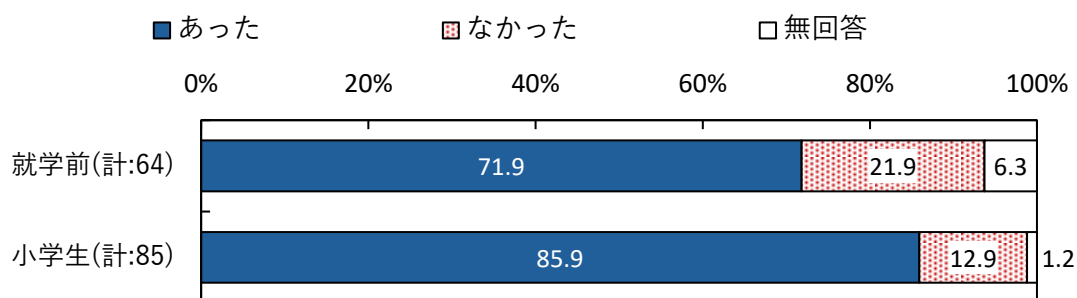
図表 16 生活の中での優先度（小学生保護者）



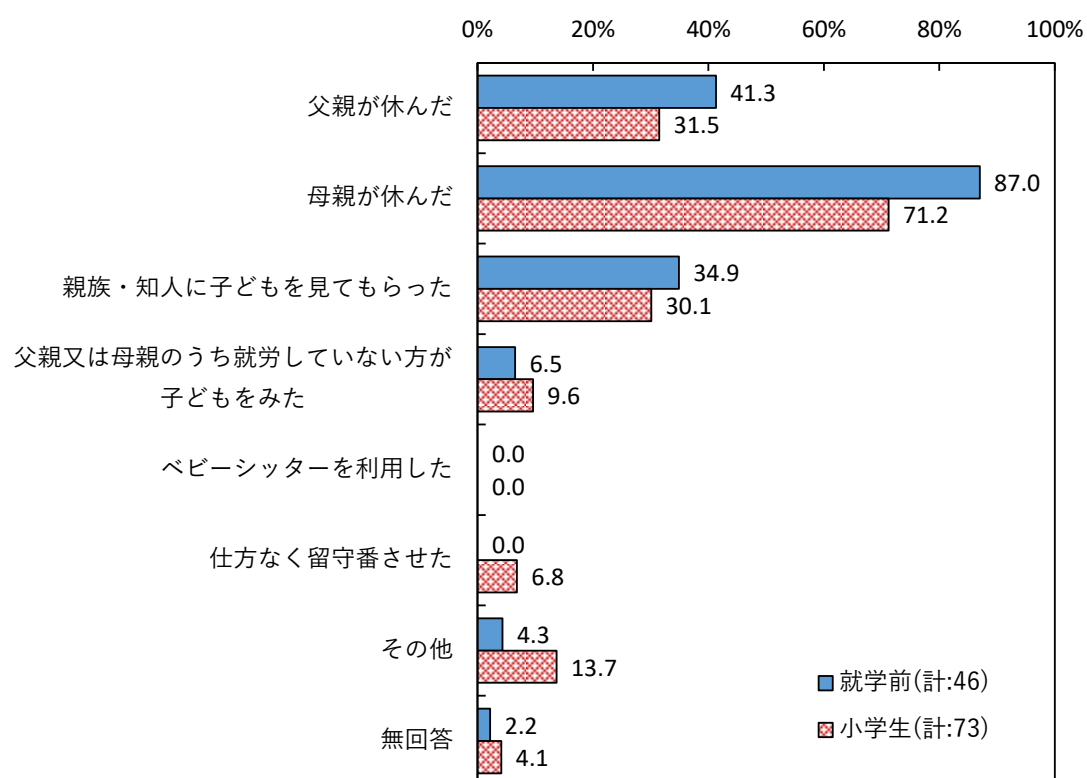
図表 17 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること



図表 18 子どもの病気やケガで保育等の事業が利用できなかった経験（過去1年間）



図表 19 子どもの病気やケガで保育等の事業が利用できなかった際の対処法



④子育てに関する不安感について

子育てが地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるかという設問では、約8割の人が「十分に感じる」「まあまあ感じる」と回答しています（図表 20）。

一方、子育てに対する不安や負担感についてたずねたところ、就学前保護者の53.4%、小学生保護者の34.1%が、少なからず不安や負担を感じていると回答しています（図表 21）。

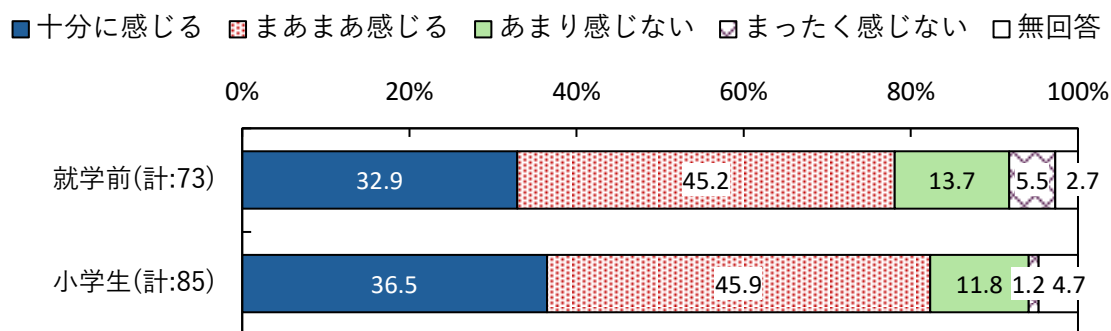
多くの人が子育てを地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じると回答しているものの、同時に子育てについて不安や負担を感じている様子がうかがえます。

子育てに関することや、子育てをする上で日常悩んでいること、または気になることがあるかをたずねた設問では、「子どもとの時間を十分に取れないこと」の他、「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」「子どもを叱りすぎているような気がする」となどの生活上の悩みについての回答が多くなっています（図表 23）。

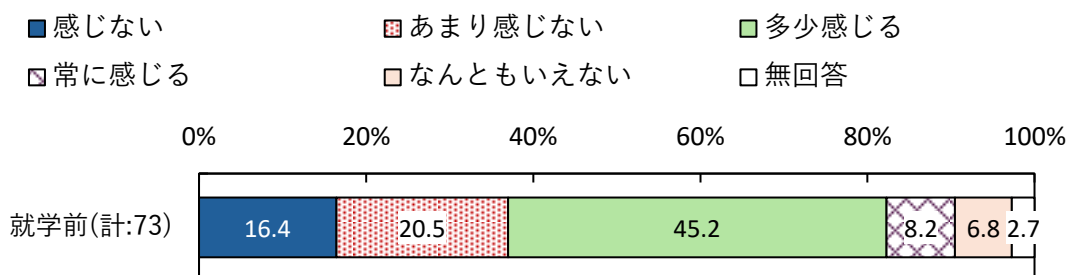
これらの生活上の悩みが子育てで感じる不安や負担感につながっているものと考えられますが、そうした悩みは当事者にしか理解できないものや気軽に相談しにくいものが含まれることも多くあることから、行政からの公的サービスや支援のほかに、本人や家族に対する周囲の配慮が自然に行き届くような雰囲気をつくることも重要です。

そのためには、行政や教育の場、企業、地域などのあらゆる場面において、子どもや子育て世帯を見守り、支援していく意識と体制を作っていくことが重要です。

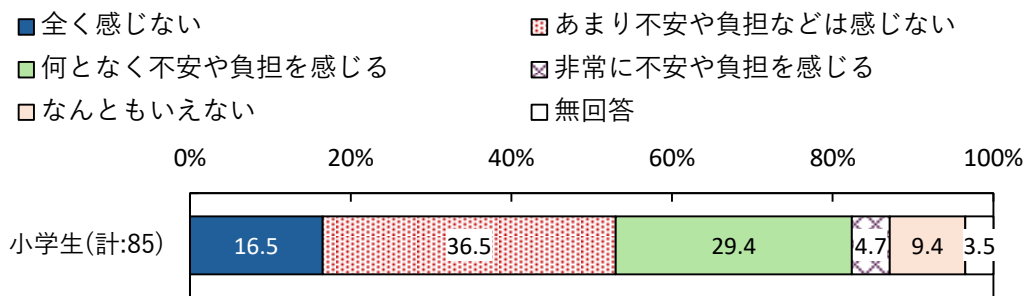
図表 20 子育てが地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるか



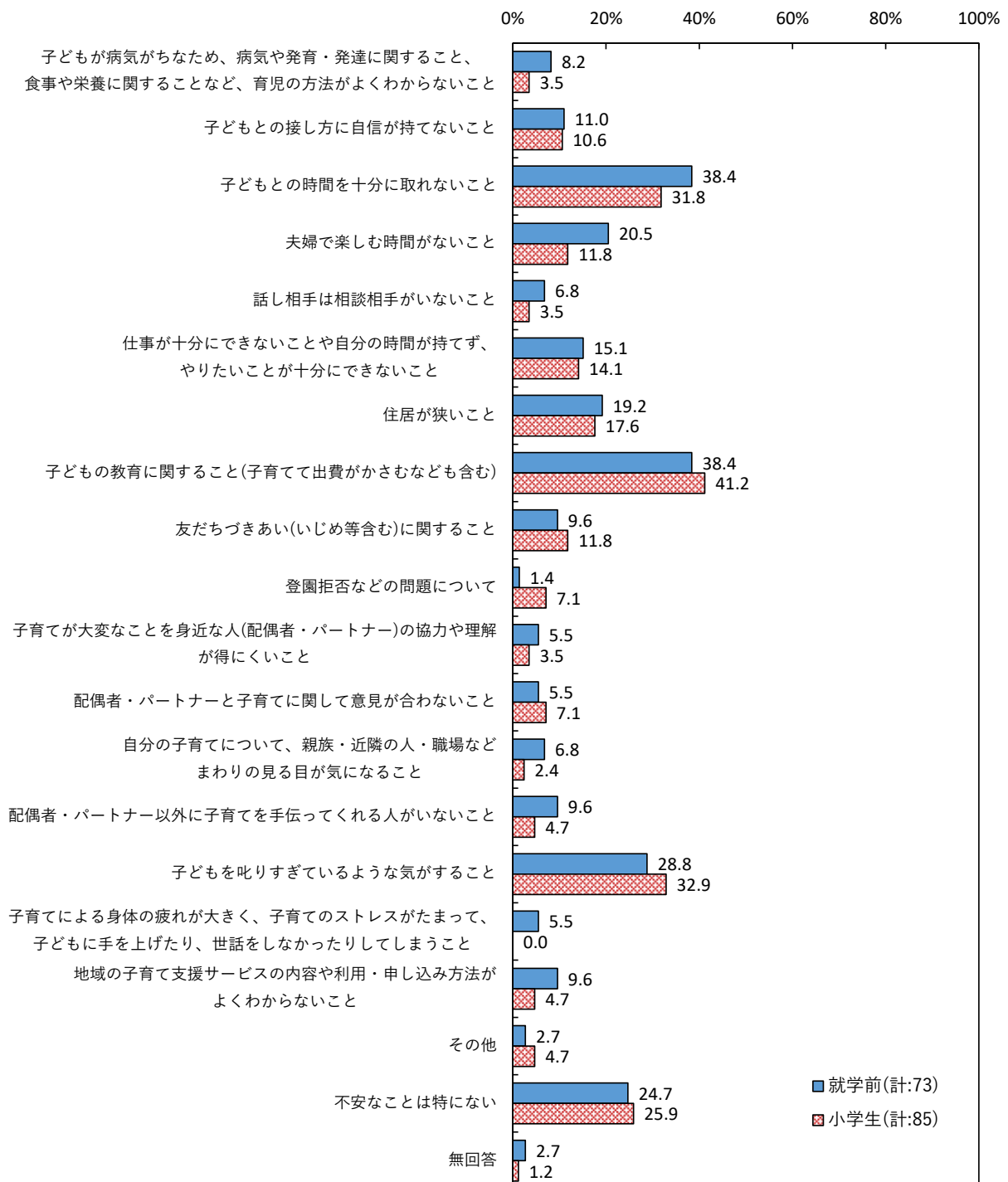
図表 21 子育てに対する不安や負担感（就学前保護者）



図表 22 子育てに対する不安や負担（小学生保護者）



図表 23 子育てに関することや、子育てをする上で日常悩んでいること、または気になること



⑤子育て・教育に関する相談先について

子育てについてどのように感じるかをたずねたところ、就学前保護者、小学生保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人の割合が最も高くなっていますが、それぞれ約2割が「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と回答しています(図表 24)。

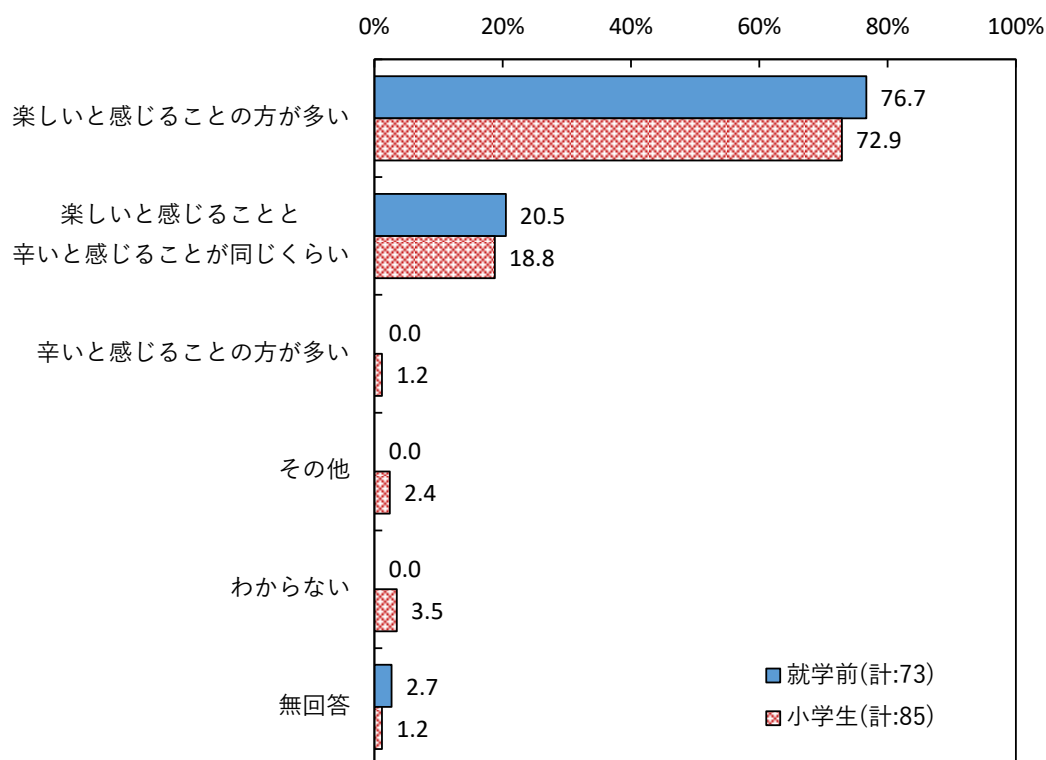
また、子育てや子供の教育について気軽に相談できる人や場所があるかをたずねた設問では、「いない/ない」と回答した人の割合が就学前保護者で6.8%、小学生保護者で17.6%となっています(図表 25)。

相談できる人や相談先について「いる/ある」と回答した人の主な相談相手(相談先)は、「祖父母等の親族」「友人や知人」の他、「保育士」「学校の先生」といった回答の割合が高くなっている一方、「子育て支援センター」や「保健センター」、「役場の子育て関連担当窓口」などの公的機関や「民生委員児童委員、主任児童委員」へ相談している人と回答した人の割合は低くなっています(図表 26)。

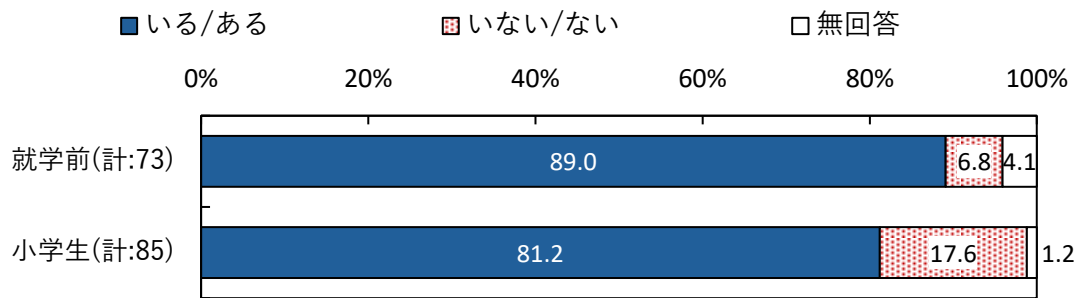
社会情勢の変化や子育て世帯の核家族化、さらには近年の生活様式の変化により、悩みや心配事を相談する機会が少なくなり、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくくなることで、困難をかかえる子育て世帯が孤立するリスクが高まることも考えられます。

公的な相談窓口について継続した周知を行うとともに、地域での支え合い・助け合いの体制を充実させることで、必要に応じて、家族や周囲の人が専門機関や相談支援機関につなぐなど、地域と関係機関などが連携して支援を行えるような体制を構築していく必要があります。

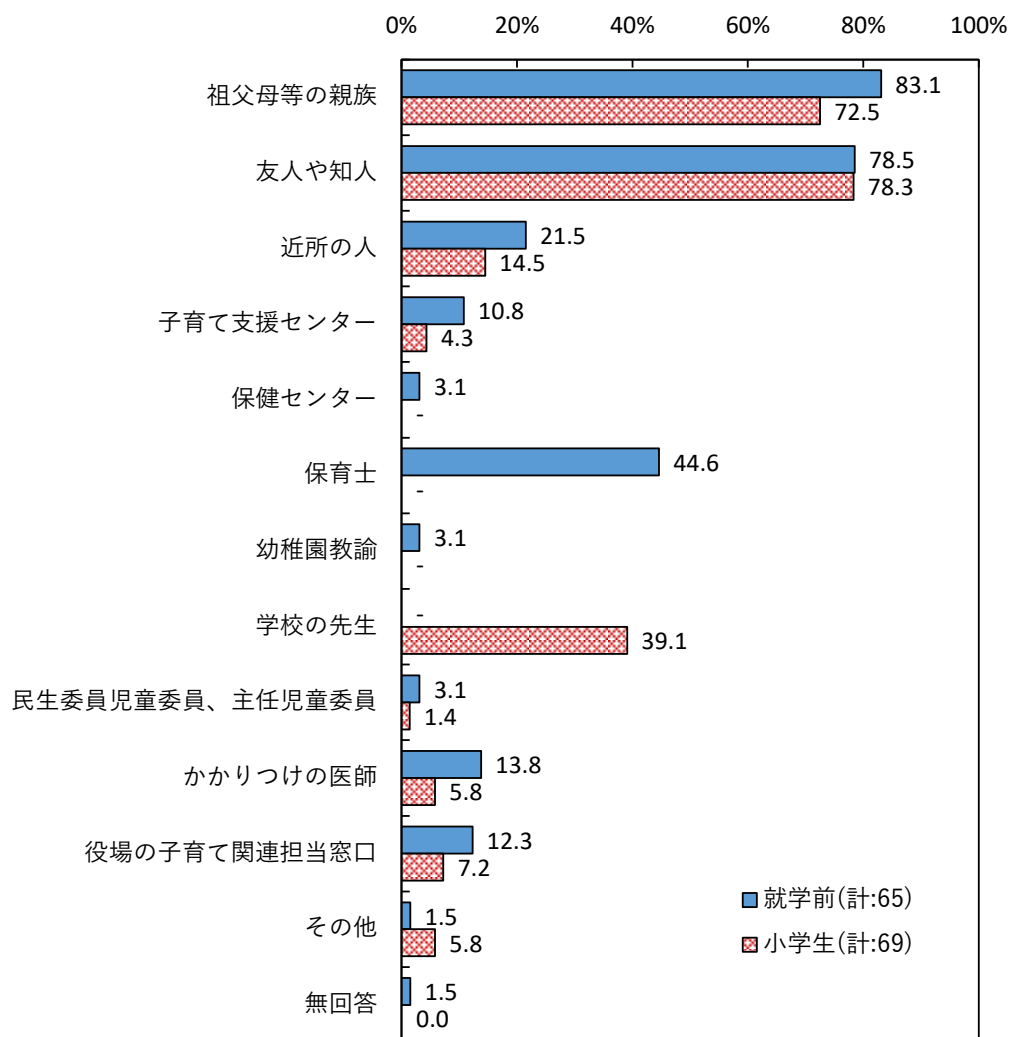
図表 24 子育てについてどのように感じるか



図表 25 子育て・教育について気軽に相談できる人/場所の有無



図表 26 主な相談相手（相談先）



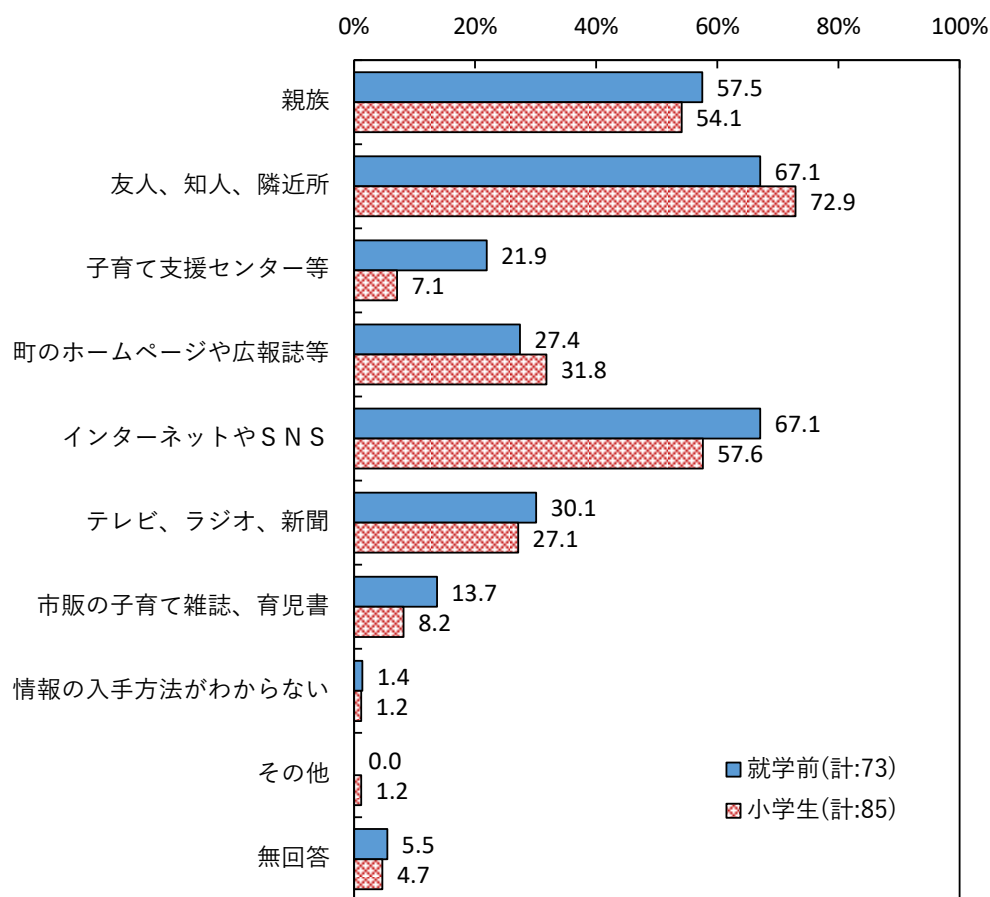
⑥子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先についてたずねたところ、「親族」「友人、知人、隣近所」「インターネットやSNS」等と回答した人の割合が高くなっていますが、「情報の入手方法がわからない」と回答した人も少なからず存在しています（図表 27）。

スマートフォンの普及により、インターネットやSNSから情報を入手する人は年々増加しています。

町のホームページのアクセシビリティの向上や、必要な情報が必要とする人に、必要な時に届けられるよう、様々な手法の広報施策を検討していくことが重要です。

図表 27 子育てに関する情報の入手先



⑦子育ての環境や支援についての満足度について

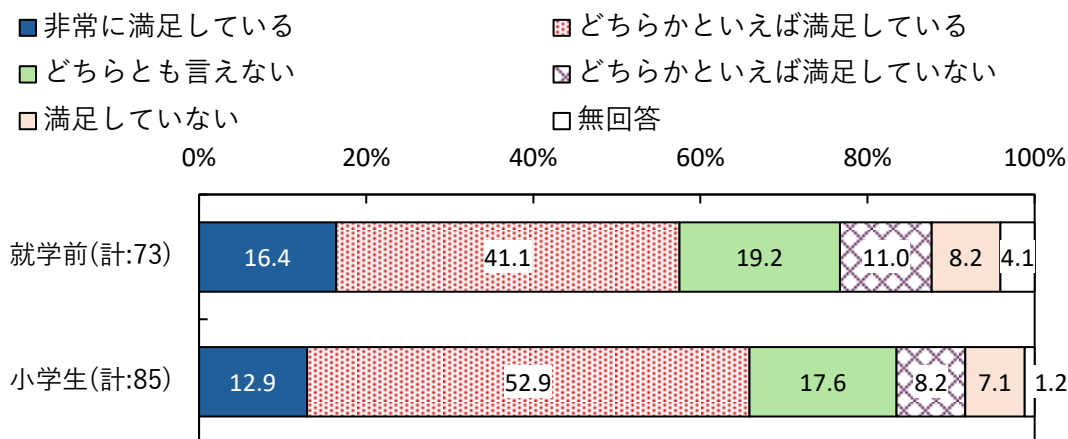
本町の子育ての環境や支援について、どの程度満足しているかをたずねたところ、「非常に満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した満足派は、就学前保護者で 57.5%、小学生保護者で 65.8%となっています（図表 28）。

一方、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」と回答した不満派は、就学前保護者で 19.2%、小学生保護者で 15.3%といずれも満足派が不満派を大きく上回る結果となりました。

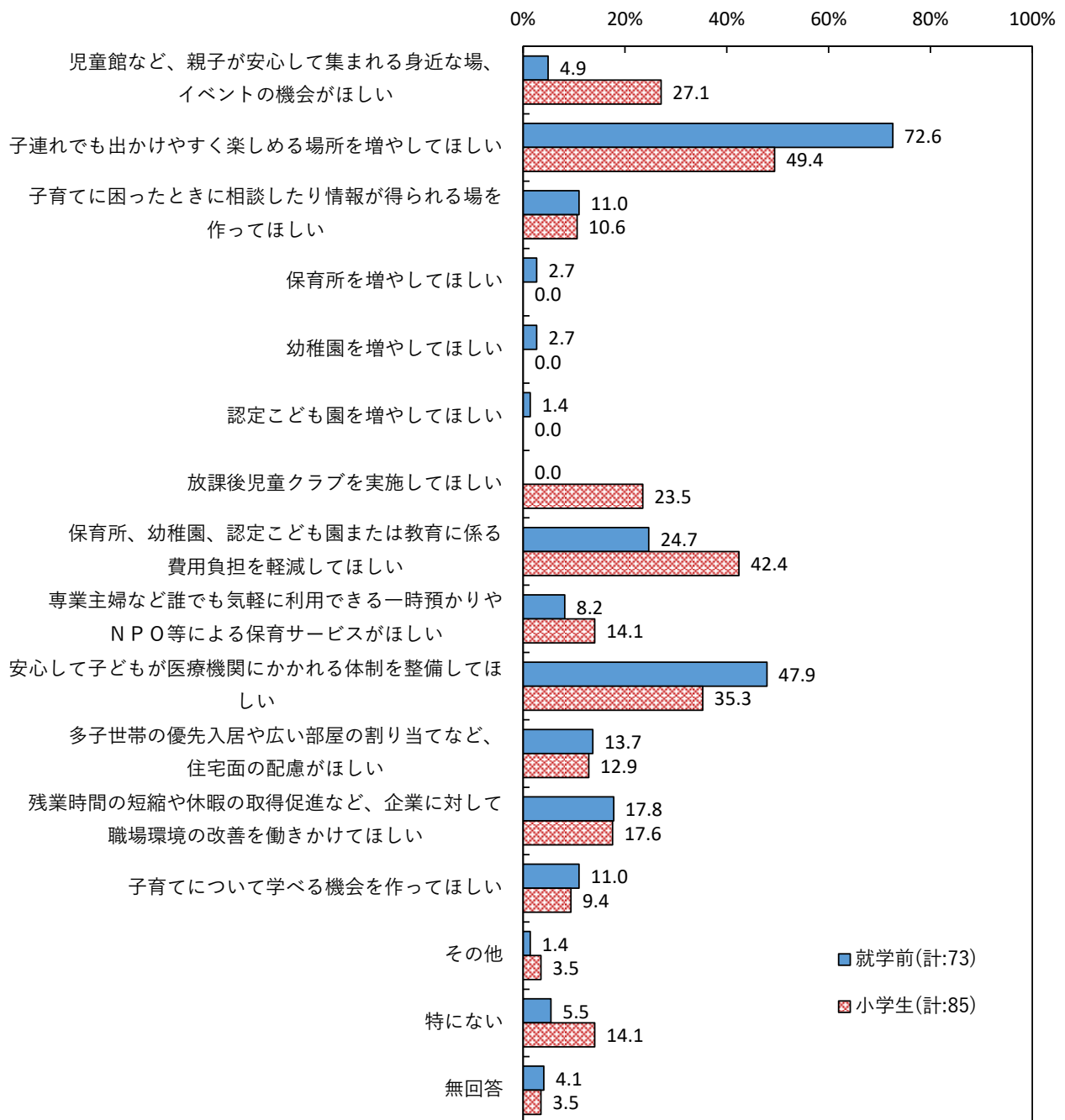
また、町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと思うかをたずねたところ、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」といった回答が多くなっており、さらに小学生保護者では「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」「教育に係る費用負担を軽減してほしい」といった回答が、就学前保護者と比較して多くなっています（図表 29）。

就学前保護者と小学生保護者で異なるニーズを持っていることから、子どもの成長や各々のニーズに合った支援を提供していくことが重要であるといえます。

図表 28 子育ての環境や支援についての満足度



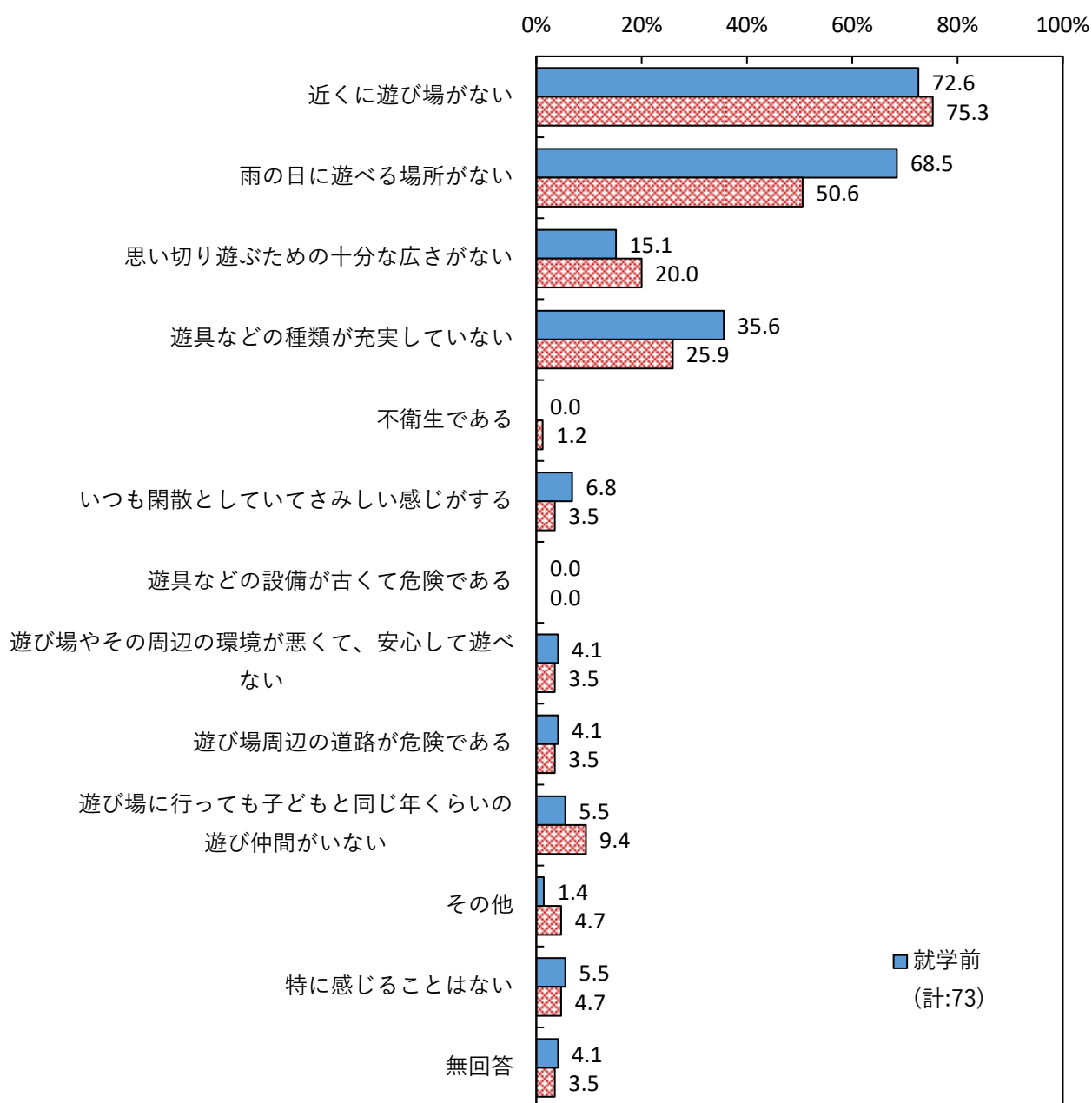
図表 29 充実してほしい子育て支援



⑧子どもの遊び場について

家の近くの子どもの遊び場について日頃どのように感じているかをたずねたところ、就学前保護者、小学生保護者いずれも「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」と回答した人の割合が高くなっており、子どもが遊ぶ場所を充実させることや天候を気にせずに遊べる場所に対するニーズが高くなっていることがわかります（図表 30）。

図表 30 家の近くの子どもの遊び場について感じること

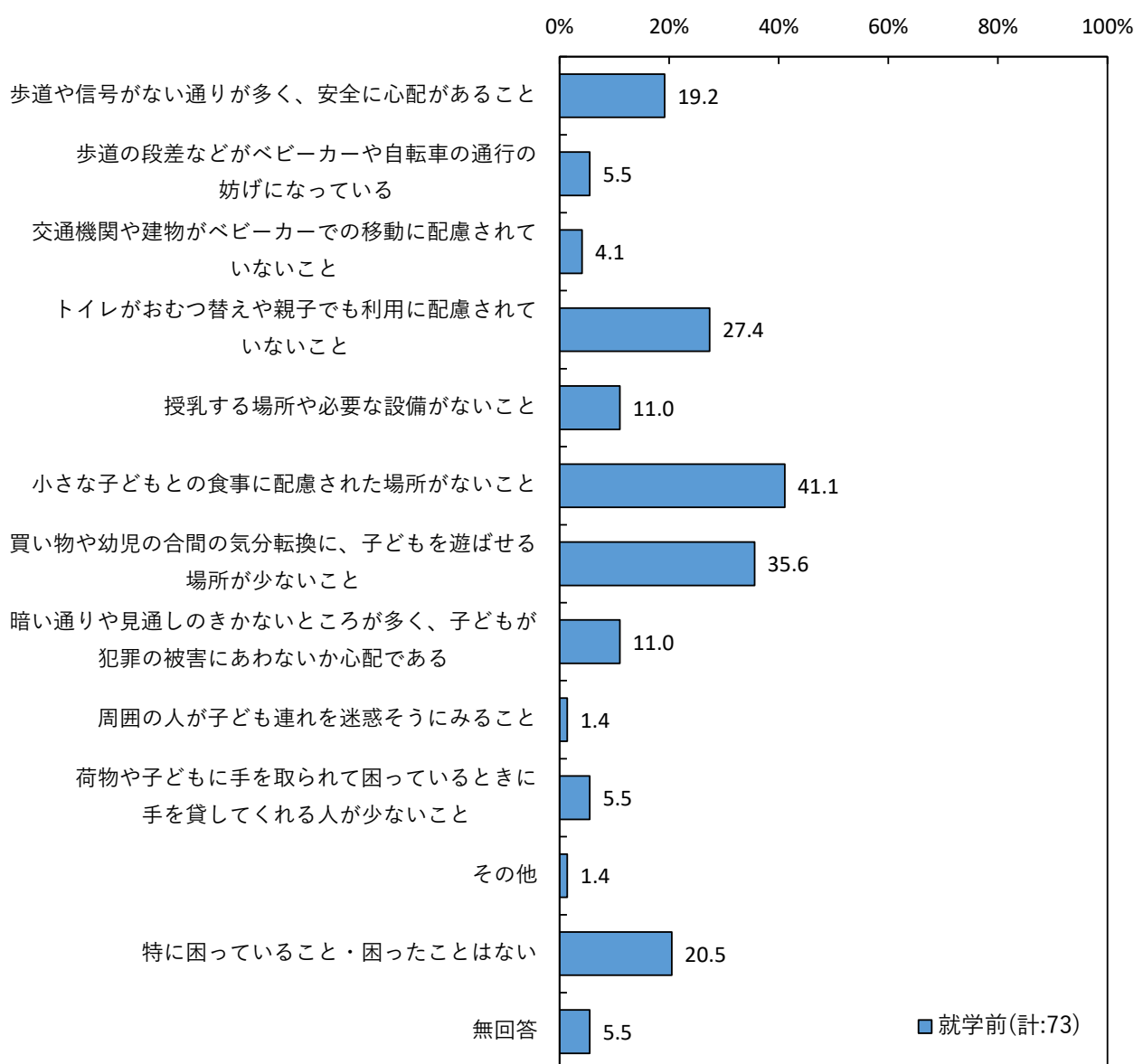


⑨外出について

就学前保護者に、子どもとの外出の際に困っていることや困ったことについてたずねたところ、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」「買い物や幼児の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと」「トイレがおむつ替えや親子でも利用に配慮されていないこと」と回答した人の割合が高くなっています（図表 31）。

設備面の充実を求める回答が比較的多く、子どもを連れて外出しやすい場所に対するニーズが高くなっています。

図表 31 子どもとの外出の際に困っていること



3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価及び課題の整理

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	2	2	2	2	2
町内児童	2	2	2	2	2
他市町村からの受入	0	0	0	0	0
②実績値	7	9	10	8	9
町内の保育施設への預入	0	0	0	0	0
他市町村への預入	7	9	10	8	9
過不足（①－②）	△5	△7	△8	△6	△7

【評価と今後の方向性】

- 教育需要については、小国町の私立小国幼稚園（認定こども園）での広域利用となりますが、全ての年度で実績値が計画値を上回る結果となったことから、量の見込みについて十分検討する必要があります。

② 2号認定（3～5歳）

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	74	71	69	68	69
町内児童	72	69	68	67	68
他市町村からの受入	2	2	1	1	1
②実績値	75	72	75	79	78
町内の保育施設への預入	71	68	68	73	72
他市町村への預入	4	4	7	6	6
過不足（①－②）	△1	△1	△6	△11	△9

【評価と今後の方向性】

- 全ての年度で実績値が計画値を上回っており、計画通りには推移しなかったため、量の見込みについて十分検討する必要があります。

③ 3号認定（0～2歳）

【1・2歳】

（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値	46	48	48	47	47
町内児童	46	48	48	47	47
他市町村からの受入	0	0	0	0	0
② 実績値	51	49	42	44	42
町内の保育施設への預入	47	45	38	42	41
他市町村への預入	4	4	4	2	1
過不足（①－②）	△5	△1	6	3	5

【評価と今後の方向性】

- 令和4年度以降、計画値内での利用となっています。

【0歳】

（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① ニーズ量	14	14	14	13	13
町内児童	14	14	14	13	13
他市町村からの受入	0	0	0	0	0
② 実績値	11	16	16	13	14
町内の保育施設への預入	11	12	13	11	12
他市町村への預入	0	4	3	2	2
過不足（①－②）	3	△2	△2	0	△1

【評価と今後の方向性】

- おおむね計画どおりとなっていますが、実績値がニーズ量を上回る年度もあるため、見込みについて十分検討する必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

(単位：箇所)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②実績値	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	0	0	0	0	0

【評価と今後の方向性】

- 計画期間内での実施はありませんでした。
- 令和 7 年度以降は、令和 6 年度に役場内に設置した「こども家庭センター」において、多様化する保護者のニーズに応じた総合的な相談・助言等に取り組んでいきます。

②地域子育て支援拠点事業

(単位：人/回)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	147	149	150	147	146
③ 実績値	59	45	52	51	69
過不足 (①－②)	88	104	98	96	77

(※人/回：月間の利用人数×利用回数)

【評価と今後の方向性】

- 新型コロナウイルスの影響で、令和 2 年度より実施日を週 4 から週 3 に減らしたことや、令和 2 年度あたりから 0 歳児での保育園入園が増えたことなどにより、実績値が見込量を大きく下回る結果となりました。今後も引き続き、育児相談や子育て中の親子のニーズに即した事業を展開しつつ、妊娠期から相談・支援できる体制を整えていきます。

③妊婦健康診査事業

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	27	26	26	25	25
②実績値	24	23	19	21	11
過不足 (①－②)	3	3	7	4	14

【評価と今後の方向性】

- 見込み量を下回る実績となっています。妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用の一部（最高 14 回）を助成していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	27	26	26	25	25
②実績値	30	26	17	25	10
過不足 (①－②)	△3	0	9	0	15

【評価と今後の方向性】

- 新型コロナウイルス感染症が蔓延したこともあり、感染症対策を講じた上で訪問を行ったため、訪問時期が 2 か月を超えることもありましたが、電話で状況を確認した後に訪問を行うなど、出生した乳児全てに対して訪問を実施できました。今後も全乳児に対しての訪問を実施していきます。

⑤養育支援訪問事業

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	3	3	4	4	4
②実績値	5	3	3	4	2
過不足 (①－②)	△2	0	1	0	2

【評価と今後の方向性】

- 支援が必要な家庭に対して定期的に訪問を行い、関係機関とも連携しながら支援を行うことができました。令和 5 年 2 月 1 日に子育て世代包括支援センター、令和 6 年 4 月 1 日にこども家庭センターを設置しています。今後もより専門性の高い支援を実施できるよう関係機関と連携していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	48	48	48	48	48
②実績値	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	48	48	48	48	48

【評価と今後の方向性】

- 計画期間内での利用はありませんでした。令和 2 年度より事業を開始しており、対象となりうる家庭へ利用を勧めていますが、実績がありません。今後も引き続き、こども家庭センターや関係機関と連携し、利用につながる工夫を検討していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②実績値	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	20	20	20	20	20

【評価と今後の方向性】

- 計画期間内での実施はありませんでしたが、問合せ等による一定のニーズは認識しているため、過去に町社会福祉協議会が実施していた子育てサポート事業を参考にしつつ、制度設計の見直しや体制構築に向けた協議を進めていきます。

⑧一時預かり事業

【幼稚園型】

(単位：人日/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値	626	595	588	578	585
1号認定による利用	626	595	588	578	585
2号認定による利用	0	0	0	0	0
②実績値	80	283	109	853	1,100
1号認定による利用	80	283	109	853	1,100
2号認定による利用	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	546	312	479	△275	△515

【幼稚園型以外】

(単位：人日/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	124	121	121	119	119
②実績値	44	0	0	60	7
過不足 (①－②)	80	121	121	59	112

【評価と今後の方向性】

- 幼稚園型については、現在町内に幼稚園がないため、小国町の私立認定こども園小国幼稚園にて実施されています。令和5年度から急激に利用が増え、実績値が見込み量を上回る結果となりました。今後も同水準の需要が見込まれます。
- 幼稚園型以外については、令和2年度より市原保育園で実施している事業です。全ての年度で見込み量が実績値を上回り、見込み内に収まっています。今後も保護者等のニーズに応えられるよう、引き続き職員の確保等体制整備に努めます。

⑨延長保育事業

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	54	53	53	52	52
②実績値	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	54	54	54	54	54

【評価と今後の方向性】

- 計画期間内での実施はありませんでした。現在、町内 3 保育所では職員数の問題から延長保育を制度としては行っておらず、必要に応じて職員がその都度対応をしている状況です。長時間保育による子どもへの影響や職員数確保等を考慮しつつ、実施に向けては慎重な協議が必要であります。

⑩病児・病後児保育事業

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	63	62	62	61	61
②実績値	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	63	62	62	61	61

【評価と今後の方向性】

- 本町における当該事業の実施については、看護師等専属職員の確保や費用対効果等の課題があり、計画期間内での実施に至っていません。保護者のニーズに対応できるよう、近隣市町村との連携も視野に検討を続ける必要があります。

⑪放課後児童健全育成事業

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	108	99	102	101	94
1 年生	34	31	32	32	30
2 年生	30	28	29	28	26
3 年生	23	21	22	22	20
4 年生	12	11	11	11	11
5 年生	6	5	5	5	5
6 年生	3	3	3	3	2
②実績値	0	0	0	0	0
過不足 (①－②)	108	99	102	101	94

【評価と今後の方向性】

- 本町では、放課後児童クラブを実施していません。こどもの放課後の居場所づくりの観点から、保護者のニーズや家庭環境の多様化に対応できるよう、現在実施している放課後子ども教室の充実も含めて今後も関係機関と検討を進めます。

⑫放課後子ども教室

(単位：人/年)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	46	43	45	46	43
②実績値	51	53	59	70	62
過不足 (①－②)	△5	△10	△14	△24	△19

【評価と今後の方向性】

- 令和 3 年度に週 2 日から週 3 日、令和 4 年度に週 3 日から週 4 日に拡充することにより、保護者のニーズに対応することができました。今後も引き続き放課後子ども教室を通して子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

第3章 基本理念及び基本目標

1. 基本理念

第3期南小国町子ども・子育て支援事業計画は、第2期計画を踏襲し、「あったか笑顔 みんなで子育てきよらの郷」を基本理念として計画を推進していきます。

[基本理念]

あったか笑顔
みんなで子育てきよらの郷

2. 計画の基本目標

第2期南小国町子ども・子育て支援事業計画は、下記に挙げる6項目の基本目標を掲げ推進しました。

第3期計画においても、第2期計画の体系を踏襲しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政のみならず、地域全体で解決していきます。

[基本目標]

- 基本目標1 地域における子育ての支援
- 基本目標2 すべての親子の健康づくりへの支援
- 基本目標3 親と子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり
- 基本目標4 家庭と仕事との両立の推進
- 基本目標5 安心して子育てができる生活環境の整備
- 基本目標6 支援を必要とする子どもや家庭への支援

3. 施策の体系

基本目標1 地域における子育ての支援	(1) 教育・保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実
基本目標2 すべての親子の健康づくりへの支援	(1) 母子保健事業の推進 (2) 思春期保健対策の充実 (3) 食育の推進 (4) 小児医療の充実
基本目標3 親と子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力を育むための教育環境整備 (3) 家庭の子育て力の向上 (4) 地域の教育力の向上
基本目標4 家庭と仕事との両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立の推進 (2) 男女共同参画意識の醸成
基本目標5 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子どもの安全の確保 (2) 子育てを支援する生活環境の整備
基本目標6 支援を必要とする子どもや家庭への支援	(1) 障がいや病気などがある子どもへの支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) 経済的負担の軽減 (5) 子育て支援ネットワークづくり

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

■現状と課題

本町では、町内3か所の保育園において、通常保育事業の他、時間外保育や一時預かり、放課後子ども教室などの各種サービスを実施していますが、近年では共働き世帯の増加に加え、働き方・生活様式の多様化などに伴い、保護者のニーズは多様化しています。働き方や世帯の生活にあったサービスの提供体制の確保に努めます。

(1) 教育・保育サービスの充実

■施策の方向性

多様化するニーズに対応できるよう、各種教育・保育サービスの充実に努めます。また、子どもの成長に合わせた支援が途切れることが無いよう、保育園と小中学校などの関係機関の連携体制の強化に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等を実施する事業です。保育短時間の児童に対する延長保育を実施しています。今後も継続して保育短時間の児童に対する延長保育を実施しつつ、核家族や移住者等の増加に伴う保育ニーズの変化に対応できるよう努めます。	福祉課
②一時預かり事業	家庭で一時的に保育が困難となった場合に保育所等において子どもを一時的に預かる事業です。保育現場の現状について、日頃から保育園と福祉課とで情報共有や連携をしっかりと図りながら、できる限り利用希望者のニーズに応えられるように努めます。	福祉課
③教育・保育の質の向上	保育士と小中学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって有益となるように、保育所・小学校・中学校の連携強化に努めます。 また、熊本県が主催する「くまもと親の学び講座」では、教員や保育士、保護者など子育てに関わる方たちを対象に、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうための参加体験型の学習プログラムを実施しています。 さらに、幼児教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの研修を継続して実施し、専門性の向上を目指します。	福祉課 教育委員会

施 策	内 容	関係課
④外国の乳幼児への支援	外国から帰国した幼児や外国人幼児、両親の国際結婚の幼児などを対象に円滑に教育・保育施設が利用できるような支援を検討します。町公式ホームページ内の保育園の紹介ページやパンフレットについても多言語化を検討するなど、外国人家庭の支援に努めます。	福祉課 保育園

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

■施策の方向性

子どもやその家族を地域社会が一体となって支援し、安心して子育てができる環境を整えるため、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①放課後児童クラブ	保護者が就労等によって、昼間は家庭にいない小学生に指導員の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。現在、本町では実施していません。	福祉課
②放課後子ども教室	学校の余裕教室や体育館等を利用して、放課後等に地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境をつくる事業です。こどもの居場所づくりの一環として、今後もニーズに応じて継続して実施していきます。	教育委員会
③地域子育て支援拠点事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談（家庭訪問、電話相談など）の充実、子育てひろば「ぬくもり」への支援、子育てサークルの育成・支援などの各種子育て支援活動のコーディネート機能の充実を図ります。今後も子育てひろば「ぬくもり」の認知度向上を目指し、よりたくさんの親子が利用しやすい場にしていくことで、ぬくもり自体がその母体となり子育て世帯の親子の交流の場として機能していくよう、また、ぬくもりに来たことがない方でも参加しやすいよう、初めて利用する親子のみを対象とした日を設けるなど、活用内容を工夫しながら活動を継続していきます。	保育園 町民課 福祉課
④民生委員・児童委員・主任児童委員活動の充実	赤ちゃんおめでとう訪問等、家庭訪問などにより、子育て家庭に対する相談援助及び関係機関との連携強化を図ります。 また、各家庭からの相談内容の複雑化や業務内容の増加に伴い、委員への負担が一層増えていることから、委員活動の負担軽減に努めるとともに、民生委員児童委員の重要性の周知啓発を行い、円滑な活動を推進します。 今後も社協だよりや、みなみチャンネル、SNS等を活用し民生委員の活動の周知に力を入れつつ、引き続き民生委員の負担軽減に努めながら活動を継続していきます。また、こども家庭センターと連携し、子育て家庭に対するより充実した相談援助に努めます。	社会福祉協議会 福祉課

基本目標 2 すべての親子の健康づくりへの支援

■現状と課題

子どもの健やかな成長や発達、子ども自身の健康づくりへの支援はもちろんのこと、保護者の心身の健康状態も深く関わっています。妊娠期から産後、乳幼児期にわたる親子の健康支援は、親子双方の心身の健康を守り、安心して生活できる社会の実現につながります。妊娠期から出産、産後の健康を支え、関係機関と連携しながら親子の健康づくりの基盤を整備していくことが重要です。

(1) 母子保健事業の推進

■施策の方向性

妊娠から産後までの支援を通じて、母子の健康を守り、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。また、育児に関する相談を気軽に行える窓口の設置や、保健師等による専門的なアドバイスが受けられる体制の整備に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①乳幼児健康診査・予防接種の充実	3～4か月児、6～7か月児、1歳、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施しています。身体面及び精神面の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、臨床心理士や療育相談員等と情報を共有し保健指導の充実を図っています。また、対象者に応じて家庭訪問を行い、より個別性の高い保健指導も実施しています。今後も乳幼児健診を通じて、乳幼児の身体面・精神面の疾病や異常の早期発見に努めます。 予防接種については、令和6年4月1日よりおたふくかぜの2回目の予防接種の費用補助を開始しました。乳児全戸訪問において健診や予防接種についての情報提供を実施し、乳幼児健診において予防接種状況について確認を行い、情報提供を図っています。今後も訪問や健診時に情報提供を行っていきます。	町民課
②育児相談・育児指導の充実	各種健診の場や子育てひろば「ぬくもり」に保健師や管理栄養士が参加し、発達段階に応じた保健指導を実施し、その結果をぬくもり担当者と情報共有し、連携を図りながら相談や指導を実施しています。また、管理栄養士による離乳食教室を開始しました。今後は、保健師及び管理栄養士による身長・体重測定、育児・栄養相談や管理栄養士による離乳食教室の実施に努めるとともに、関係機関や専門職と連携し、相談・指導体制の充実を図っていきます。	町民課

施 策	内 容	関係課
③乳幼児・妊産婦訪問指導の充実	訪問指導が必要な乳幼児や妊産婦の家庭を保健師や管理栄養士が訪問し、発育・栄養・疾病予防等の保健指導を実施しています。今後もきめこまやかな訪問指導を行い、妊娠期・出産期・子育て期の保護者の健康管理や不安解消と、乳幼児の健やかな成長を推進します。	町民課
④保育園・学校などでの学習会	小学生（５年生）や中学生を対象とした認知症サポーター養成講座、小学生（高学年）や中学生を対象とした薬物乱用防止の講演会の実施を行っています。町立小中学校教諭の保育園での保育士体験学習を通じた異業種間交流や、保小で相互に授業参観や交流授業を行い、保小連携を強化しています。 今後も取組を継続して行い、関係機関の連携強化や保育の質の向上に努めます。	保育園 教育委員会 福祉課 社会福祉協議会
⑤歯科保健の充実	１歳児・１歳６か月児・３歳児・５歳児健診時に、歯科医師及び歯科衛生士の協力のもと、歯科健診、フッ化物塗布及び個別の保健指導を実施します。小学生及び中学生に対しては、集団保健指導を実施します。 １歳～５歳児（年長児）はフッ化物塗布を、４歳児（年中児）・５歳児（年長児）・小学生・中学生は各施設でフッ化物洗口を実施します。また、課題解決に向けた行動目標を設定し、関係機関と共有したうえで実施及び評価を行います。 小中学校においては、養護部会を中心に小中学生の虫歯予防の取り組みを進め、今後も関係機関と連携を図り、さらなる虫歯予防に努めます。	町民課 教育委員会 保育園
⑥不妊への支援	一般不妊治療や特定不妊治療、不育症に係る費用の支援を行う「このとり支援事業」を実施しています。令和４年度から不妊治療の一部が保険適応となり、県の特定不妊治療費助成事業が終了となりましたが、治療にかかる自己負担金が年々増加傾向にあるため、令和５年度より補助上限額を増額して支援しています。 今後も一般不妊治療や特定不妊治療、不育症に係る費用の支援や不妊治療を行っている方の相談対応、心理面への支援の実施に努めます。	町民課
⑦母子保健推進員の育成・支援	１０名の母子保健推進員を配置し、乳幼児健診の介助や子どもがいる家庭の見守りを行っているほか、必要に応じて家庭訪問を実施しています。 人材不足が課題となっているため、今後も母子保健推進員の後継者となる人材について関係機関と連携しながら把握し、母子保健推進員の育成・支援に努めます。	町民課
⑧切れ目のない支援体制	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、令和６年４月１日に、こども家庭センターを町民課内に設置しました。児童福祉・母子保健の分野における相談を受け付け、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を実施しています。今後も、こども家庭センターを中心に、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実施に努めます。	町民課

(2) 思春期保健対策の充実

■ 施策の方向性

思春期は身体的な成長だけでなく、心や社会性も大きく変化する時期です。思春期保健対策の充実、青少年が健やかに成長し、社会の一員として自己肯定感を持ちながら生活できる基盤を作るために不可欠です。学校や家庭、地域社会が連携して思春期の健全な成長と生活習慣の形成に努めます。

■ 主な取組

施 策	内 容	関係課
①思春期相談窓口の設置	学童期・思春期における心の問題などについての相談窓口を設置し、教育相談員が中心となり相談を受け付けています。教育に関する相談はもとより、子どもたちの心の健康を確保するため相談体制の充実を図ります。 各学校からの要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、対象児童生徒に対して対応を実施しています。引き続き、各学校からの要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、対象児童生徒への対応を実施していきます。 また、令和6年度より設置しているこども家庭センターの周知をはかり、相談しやすい相談体制を整えていきます。	教育委員会 町民課
②喫煙や薬物などに関する教育の充実	学校における煙草や薬物・飲酒の害に関する教育・指導を実施します。また、子どもと親をはじめとする子どもを取り巻く地域住民に対しても、これらの害に関する理解と啓発に努めます。 本町の青少年の非行情勢は良好ですが、未然に防ぐ「環境」を整えるために、引き続き、薬物乱用防止教室の実施、南小国町青少年健全育成会総会の開催、文字放送を活用した喫煙の害に関する啓発を行い、地域住民や学校等との連携をさらに強化します。	教育委員会 町民課
③性や性感染症予防に関する学習の充実	学校教育と地域保健が連携し、子どもの健やかな成長を支援することを目的に、各学校の授業の中で性教育を通して、性や性感染症予防に関して正しい知識や「いのち」の大切さを学び、正しい知識を身に付けるため学習の充実を図ります。 また、性感染症防止に関しても継続した啓発に努めます。	教育委員会 町民課

(3) 食育の推進

■施策の方向性

成長段階にある子どもの健康の基盤を築き、心身の健全な発達をサポートするためには、子どもの適切な生活習慣の形成と、それを支える食育の推進が重要です。

食の重要性について理解を促進し、バランスの取れた食事と健康管理の重要性を育む取り組みを推進します。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①保育園・学校における食育の実施	保育園や各小・中学校において、町内生産者からの食材を給食に使用するなど地産地消の推進、栄養士を中心とした食育への取り組みを推進します。 保育園においては、菜園活動等を通じた地産地消の取り組みを継続して行い、小・中学校においては給食や授業の時間に、栄養士、栄養教諭などを中心に、食についての正しい知識と望ましい食習慣やバランスの摂れた食事の大切さを身に付けることができるよう指導を充実します。 また、地産地消や作物の成長過程など食に関する学習の機会を、認定農業者などの生産者との交流や、生活研究グループ連絡協議会などの地域の団体等と協力し提供していきます。	保育園 教育委員会 農林課
②各種料理教室の充実	給食や授業、子どもデイサービス等の時間において、栄養士などを中心に、食についての正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう指導を充実します。	町民課 教育委員会
③乳幼児からの食生活の知識、情報の提供	乳幼児健診、子育て広場などで食生活に関する知識や情報を提供し、乳幼児家庭での食生活の充実を支援します。また、管理栄養士による個別の栄養指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、食育のさらなる強化に努めます。	町民課 保育園

(4) 小児医療の充実

■施策の方向性

子育てにおける医療の充実は、子どもの健康と安全を支えるだけでなく、保護者の安心感や負担軽減にもつながります。医療サービスの提供並びに、子どもや子育て家庭が安心して生活できる総合的な支援体制の確保に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①小児医療情報提供の推進	病気やけがの予防、対処法などを啓発するとともに、近隣の市町村を含む広域的な小児医療に関する情報提供の充実を図っています。 乳幼児健診や訪問時に病気やけがの予防、対処法などについて、資料を用いて説明し、子ども医療電話相談（＃8000）の周知啓発等も行っています。3～4か月児健診の際には、救急法についてのパンフレットを配布し、けがや事故予防とその対処法等について啓発を実施しています。 今後も訪問や健診時に周知を実施していきます。	町民課

基本目標３ 親と子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

■現状と課題

親子関係をより深く、柔軟で豊かなものにするため、親と子が一緒に学び成長する環境づくりに努めていくことが重要です。

子どもは、子育てを通じて親などからの支援を受けながら、自らのペースで成長し、徐々に社会性や道徳心を身につけることで自立していきます。親自身もまた、子育てと子どもの成長を通じて新しい気付きや知識を得ることで、自己成長や自己理解を深めていきます。

親と子がともに学び、育ち合う環境づくりは、単に親が子どもをサポートするという関係を超えて、親自身も子どもとともに成長する機会を持つ必要があります。親子が一緒に学べる場や、コミュニケーションを深める環境を整えるとともに、地域や教育機関との連携を強め、親子が地域社会の中で育ち合うための包括的な支援体制を築いていく必要があります。

（１）次代の親の育成

■施策の方向性

若い世代が親としての役割や家庭生活の基礎について学ぶことは、将来の親としての心構えや必要な知識を育む重要な機会です。学校教育や地域活動、家庭での対話を通じて、家庭や子育てに対するポジティブな意識や知識を持ち、将来の家庭生活に自信をもって臨めるよう支援していきます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①乳幼児とふれあう機会を広げるための活動	中高生などの青少年期において、保育園や育児サークルの訪問などの乳幼児とのふれあい体験を通して、命の大切さや次代の親となる意識を持つ機会を設けます。中学校のまちインターン（職場体験）で保育園実習、各小学校の運動会へ保育園児の参加、次期１年生になる保育園児の学校訪問といった、保育園児との交流活動も継続して行っていきます。	保育園 教育委員会

(2) 子どもの生きる力を育むための教育環境整備

■施策の方向性

次代の親となる世代が、未来に向けた力を身につけ、社会の一員として自立するためには、知識や技能だけでなく、主体的な学びや協働する力、困難に立ち向かう力などの「生きる力」を身につけていく必要があります。キャリア教育等の体験の機会を通じて、子どもの「生きる」を育む教育を推進します。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①職業体験の促進	中学2年生を対象にまちインターン（職業体験）を実施し、学校では得られない経験を積み、チャレンジする力を育むとともに、未来の創り手となるための資質・能力を育成します。	教育委員会
②不登校児童生徒への支援	家族や学校、民生委員・児童委員、スクールカウンセラーなどの専門家との連携を強化し、意見交換や情報の共有化を図ります。また、必要な場合には学校による家庭訪問を実施し、問題の解決に向けて取り組みます。 継続した支援が必要なため、関係機関と連携を図りつつ、児童生徒に寄り添った支援を行います。	教育委員会
③体験型学習の充実	子どもの豊かな人間性と生きる力を育むために、文化伝承事業や地域の方を講師とした様々な体験授業、自然体験などの各種体験型学習の充実を図ります。 また、小学生を対象とした里山体験活動、中学生を対象とした農家民泊など、学年に応じた体験活動を実施し、自然体験や農業体験を通して、地域の方との交流を図ります。	教育委員会
④世代間交流の充実	性別や年齢に関わらず、さまざまな人と交流することにより、子どもも社会の一員であることを学んでいく場の提供を進めます。保育園や小・中学校において、老人会などの高齢者や青年団、婦人会など、地域住民との世代間のふれあいの場を設けるとともに、地域活動においても異世代間交流活動の充実を図ります。 また、職場体験や体験型学習を通じて地域の方と交流を図ります。	教育委員会 保育園 福祉課

(3) 家庭の子育て力の向上

■施策の方向性

家庭は、子どもが健やかに成長し、豊かな人間関係を築くための基礎となります。核家族化の進行や共働き世帯の増加により、子育てを祖父母や親戚と分担する機会が少なくなっています。また、地域との関係が希薄になることで、子育て世帯が地域で孤立してしまい、育児に対して孤独を感じる保護者も少なくありません。親が孤立せず、自信を持って子育てに取り組めるよう、家庭の子育て力の向上に向けた支援に取り組みます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①子育て講座の充実	町内各小学校の就学時健康診断を活用して、就学前の子どもを持つ親を対象に、講師による講話や意見交換を行い、家庭教育について考える機会を提供します。 今後も引き続き、就学前の子どもを持つ親や子育て世代を支える地域の方々を対象に家庭教育について考える機会を提供するため、講演会や意見交換を行います。 講演会の内容について、養護部会や福祉部局等の関係機関で精査し、講座内容の充実を図ることで、参加者の増加をめざします。 保育園では、子育て講演会において座学や講座だけでなく、親子あそびなど親子のコミュニケーションが図れる内容も取り入れることで、共働きにより家族との時間が希薄化する中での育児支援に努めます。	教育委員会 保育園

(4) 地域の教育力の向上

■施策の方向性

子どもの成長を地域全体で支えることは、子育てを主に担う親の負担軽減につながるだけでなく、子ども自身にとっても、様々な人とのかかわりの中で成長することができる機会を得ることにもつながります。

地域の教育力を高めるため、地域人材を活用し、住民全体で子育てを支援する意識を高めていく必要があります。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①地域の人材活用の推進	小学校、中学校において、地域の方々の支援を頂き、伝統芸能などの授業を実施しています。また、地域や職場の人々を学校の授業にコミュニティーパートナー（ゲストティーチャー）として招き、地域の人々が持つ有能な技量を最大限に活用した特別授業の開催を推進し、小・中学校での授業内容の質の向上に努めます。 また、福祉共育（教育）を目的としたボランティア活動の学習にも引き続き取り組んでいきます。	教育委員会 社会福祉協議会
②住民の子育て支援意識の啓発	地域の人々の子育て支援意識を啓発し技術習得するため、生涯学習の一環として、子育てに関する講演会や学習会を実施し、地域での子育て支援活動と結びつけます。 子育てボランティア活動に関する情報発信を通じて、子育て支援意識の高揚を図るとともに、パンフレットや社協だより、みなみチャンネル、SNS等を活用して子育てボランティアの広報活動を行いつつ、子育てボランティアの養成講座を開催し、育成や啓発活動に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

基本目標 4 家庭と仕事との両立の推進

■現状と課題

我が国の共働き世帯は増加していますが、育児や家事の負担が女性に偏っている現状は、女性のキャリア形成に大きな影響を及ぼしているのも事実です。

若い世代を中心に、男性が家事や育児に参加することへの意識は少しずつ高まっており、厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、令和5年度の日本の男性育児休業取得率は30.1%で、前年度調査の17.1%から大幅に上昇しました。しかし、男性の育休取得率は女性と比較して大幅に低いのが現状です。また、育児や家事に参加する男性の多くが「補助的な役割」に留まっており、女性が主に担う家事や育児をサポートするにとどまるケースが多いことも課題となっています。

一部では依然として「男は仕事、女は家事・育児」といった無意識の性別による役割分担の考え方が根強く残っており、男性が家事や育児に積極的に関わることに對して、職場や家庭内での理解が十分でない場合も多くあります。

さらに、男性が育児休業を取得する権利は法的に保障されていますが、職場の雰囲気や昇進への影響を懸念して取得しない人が依然として多いのが現状です。育児休業を取得しやすい職場環境の整備、取得後にキャリアが阻害されない体制づくりが急務です。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

■施策の方向性

仕事と子育ての両立を推進するためには、柔軟な働き方の導入や職場の子育て世帯への理解促進、家庭内の協力体制の見直し、地域全体での支援体制の充実などが必要不可欠です。企業、家庭、地域が一体となって協力することで、子育て世代が安心して働き、健やかに子どもを育てられる環境の整備に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①職場における 子育て意識の啓発	母子健康手帳発行時に、個別に日中の過ごし方、子育てに関する情報、制度の説明などを行っています。また、職場に対して、子育て中の父親・母親が安心して育児に取り組めるような環境づくりに関する広報活動、啓発活動などを行っています。今後も継続して啓発を行っていきます。	町民課
②育児休業取得の 推進	母子健康手帳発行時に、子育てに関する様々な情報をパンフレット等で配布し、情報提供を行います。今後も継続して情報提供していきます。	町民課

(2) 男女共同参画意識の醸成

■施策の方向性

子育てや家庭に関して男女が対等に関わり協力する環境を整えることは、家庭内の負担を分散するだけでなく、子どもが健全に成長できる家庭環境をつくることにもつながります。しかしながら、子育てや家庭に対する負担は女性に偏りがちなのが現状です。職場・家庭における男女共同参画意識の啓発に努めるとともに、父親の子育ての参加促進に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①職場・家庭における男女共同参画意識の啓発	令和5年度に策定した、本町における男女共同参画社会の形成に向けた総合的な施策の指針となる「第3期男女共同参画計画」との整合を図りつつ、男女共同参画社会をめざし、関連団体や関連機関と連携し、学習会や講演会・研修・情報提供などの充実を図り、地域住民に対する男女共同参画意識の啓発に努めます。 今後も引き続き、小国町と協力したフォーラムの開催や情報提供を通して地域住民への男女共同参画意識の啓発に努めます。	福祉課
②父親の子育て参加の促進	妊娠届出時や全戸乳児訪問、健診時に父親と面談を行い、育児への参加状況の確認や育児指導を実施しています。 子育て講演会への父親の参加を促進し、育児への積極的な関わりがもてるよう健診時や訪問時に呼びかけを行うなど、父親の子育て参加に関する情報提供の充実に取り組みます。 今後も継続して父親の子育てへの参加を促進していけるよう支援していきます。	福祉課 町民課

基本目標５ 安心して子育てができる生活環境の整備

■現状と課題

安心して子育てができる生活環境を整えるためには、交通安全対策や防犯対策の強化、公共施設や公園の整備が必要不可欠です。

特に、通学路や遊び場の安全対策、防犯カメラの設置や子ども 110 番の家の充実など、地域全体で子どもを見守り支える環境づくりが重要です。

また、公共施設のバリアフリー化や安心して利用できる施設の整備により、子育て世帯が快適に過ごせる地域を目指していくことが重要です。

(1) 子どもの安全の確保

■施策の方向性

子どもの安全を確保するため、道路や通学路の安全の確保はもちろんのこと、地域住民、学校、自治体の協力による見守り体制の確保に努めます。

また、子ども自身が危険回避行動を身につけられるよう、年齢に応じた防犯教育を充実させ、すべての子どもが安心して生活できる環境の実現を目指します。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの正しい装着方法を指導し、チャイルドシート装着・普及のための広報啓発活動に努めます。 また、チャイルドシート購入費用の補助金制度（上限 1 万円）について周知に努めます。	総務課
②交通安全教室の充実	小国警察署と連携し、保育園や小・中学校など子どもの年齢に応じた交通安全教室を実施します。子どもの交通安全の意識を育てるとともに、保護者や地域住民・関係機関・関係団体との連携を図り、町ぐるみで交通安全への意識高揚を図ります。また、通学路等の危険箇所についても、毎年確認し、危険箇所については、道路管理者に要望して改善を行っています。	保育園 総務課 教育委員会
③地域の防犯対策の充実	登下校時の不審者対策として、地域住民の協力で「子ども 110 番の家」の拡充を図ります。また、不審者の学校敷地内への侵入対策マニュアルを作成し、それに基づいて防犯訓練を行います。防犯パトロール活動を継続して実施するため、今後もきよらパトロール隊等による地域の安全を守る活動への支援を行います。	総務課 教育委員会
④地域住民による登下校時の見守りの充実	学校や P T A ・地域の関係団体との連携を強化し、交通安全の指導や防犯対策の充実のため、登下校時に見守りを実施しています。今後も引き続き、学校や P T A ・地域の関係団体との連携を強化し、交通安全の指導や防犯対策の充実のため、登下校時の見守りを実施していきます。	総務課 教育委員会

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

■施策の方向性

公園やトイレ、防犯設備の充実、バリアフリー化、道路整備など、さまざまな面から子育て家庭に安心と利便性を提供することで、子育てを支援する生活環境の整備に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①児童遊園の環境整備の充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実に図ります。また、ニーズの高い天氣に左右されない安心安全な遊び場の創設を検討していきます。	福祉課 建設課
②子育て家庭にやさしいトイレなどの整備	役場庁舎内の障がい者用トイレにオムツ交換台を1台設置しています。公共施設、役場庁舎や公園などでの子ども用トイレ、オムツ交換ベッドなどの整備促進を図ります。 また、子育て世代が利用している施設のトイレ環境の現状把握を行い、改修・新築時には子育て家庭にやさしいトイレを整備するよう努めます。	町民課 建設課 総務課 福祉課 教育委員会
③防犯灯の整備	夜間の通行の安全と防犯のため、防犯灯（ＬＥＤ防犯灯等）の整備及び維持管理を行います。1機あたり2万円を上限として、自治会等が設置する防犯灯の設置費用に対する補助金を交付しています。今後も引き続き、防犯灯の増設と既設防犯灯のＬＥＤ化を推進します。	総務課
④公共施設の子育てバリアフリー	公共施設の改修・新築時などにおいて、移動しやすい段差のない構造やエレベーター等の設置を検討し、ベビーカー等でのアクセスを容易にするなど、子育てバリアフリー化の推進に努めます。 また、町民課窓口に設置しているベビーサークルについても、安全性と利便性の向上に努めます。	町民課 建設課 総務課 福祉課 教育委員会
⑤人にやさしい道づくりの充実	子どもや妊産婦が安心して利用できる道路や歩道の整備を推進します。また、要望があれば協議検討を行います。今後も引き続き、町民からの要望を踏まえた安心安全のための道路施設整備や道路改良を実施していきます。	建設課

基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援

■現状と課題

支援を必要とする子どもや子育て家庭には、障がいや病気を抱える子どもを持つ家庭、ひとり親家庭、児童虐待のリスクがある家庭、経済的に困難な状況にある家庭、そして社会的に孤立している家庭などが含まれます。

子どもが健やかに成長し、親が安心して子育てできる環境を整えるためには、医療・教育・福祉の分野が連携して、経済的支援、相談支援、学習支援、保護者同士の交流の支援など、包括的な支援を提供していく必要があります。

(1) 障がいや病気などがある子どもへの支援

■施策の方向性

心身の障がいによって、日常生活や社会生活で活動の制限や制約を受けているこどもに対して、家庭はもちろん、地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに努めます。

また、障がいには、身体的障がいのように目に見えるもののほか、内部機能障がいや知的障がいといった目に見えないもの、難病、自閉症スペクトラム障がい（ASD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）といった発達に関する問題などもあります。これらの子どもの支援について、生活環境の整備や町民への啓発はもちろんのこと、教育の場において、障がいに対する正しい知識を啓発し、理解を深めるための取り組みを推進します。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①特別支援教育体制の確立	児童生徒への適切な支援が行えるよう、教育支援委員会、町特別支援連携協議会を開催し、幼稚園、保育園、小中学校、高校、支援学校やその他関係機関と連携強化を図り、様々な障がいにより学校生活が困難な児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な教育支援体制の確立に努めます。	教育委員会 福祉課 町民課 保育園 学校
②障がい児保育の推進	障がいのある子どもが地域の保育園や学校に通い、他児との関わりのなかで健やかに育つことができるよう、保護者と保育士が協議しながら障がい児保育の推進に努めます。 保育士に対して該当児童が通う病院から直接、保育指導を行うなど、保育士の質の向上を図ることで、障がい児保育の受け入れについて、人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。 さらに、医ケア児及び肢体不自由児の入園に備えて、保育士の育成・確保による人的面と、バリアフリー等のハード面の両面での受入れ体制の整備を検討していきます。	福祉課 保育園

施 策	内 容	関係課
③地域療育センターと関係機関とが連携した支援体制の推進	支援を必要とする子どもや家族に対して、地域における身近な療育施設等の関係機関が障害児相談及び障害児通所支援等を行えるよう、中核機関となる地域療育センターから必要に応じて専門的療育の支援を受けつつ、状況に応じた段階的支援が行われるように支援体制を推進していきます。 また、地域療育センター及び関係機関、学校、保育園が、障がいや発達気になる子ども、また、その家族に対し幅広い支援や助言が行えるよう連携を図り、必要に応じてケース会議等を開催する等、切れ目のない支援体制の充実を図ります。 今後は、さらに関係機関同士の連携強化を図り、支援の必要な子どもが適切な療育支援を受けられる体制整備に努めます。	福祉課 学校 保育園
④親や子ども同士の交流の推進	近隣の市町村と連携し、障がい児を持つ親の会において研修等を実施し、仲間づくりの支援や推進します。 今後も、障がい児を持つ親の会の育成を図るとともに、各種サークルや団体との連携強化に努めます。 また、障がい児を持つ保護者等へのニーズを把握し、必要な支援を検討します。	福祉課
⑤障がい児・病弱児理解の普及啓発	地域の団体やサークルを中心に、地域の方々と交流の機会を提供するとともに、ボランティアの養成に努めます。 障がい児・病弱児への理解をテーマとした学習会の開催について、福祉課や社会福祉協議会、その他関係機関と連携して共同での開催を検討し、障がい児・病弱児への理解の充実を図ります。 福祉教育として、小中学校と支援学校の交流を今後も継続して行い、学校教育の中で、障がい児・病弱児の理解の普及啓発に取り組めます。	社会福祉協議会 福祉課 学校

(2) ひとり親家庭への支援

■施策の方向性

ひとり親世帯は、子育てと生計の維持を一人で担わざるを得ないことも多く、特に母子家庭では、こどもの育児や家事のために親の雇用形態がパートタイムなどの非正規である人が多いなど、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれがちです。

ひとり親世帯に対して、生活の安定のための様々な支援を行っていきます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①ひとり親家庭への 相談の実施	困り感のあるひとり親家庭に対して、保健師による家庭訪問等を通して解決に向けた取り組みを行います。 また、情報提供や不安や悩みなどに対する相談体制の充実のために、民生委員・児童委員及び母子保健推進員を中心に、関連機関との連携強化を図ります。 今後も関係機関と連携しながら取り組みを継続していきます。	町民課 福祉課
②ひとり親家庭に対する 自立支援の充実	それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、資格取得や就業に関する情報提供などの就業支援に努めます。面接の際に就労内容の聞き取りを強化するなど支援内容についての見直しを図るとともに、引き続き、情報提供等による支援にも努めます。	福祉課

(3) 児童虐待防止対策の推進

■ 施策の方向性

我が国の児童虐待の認知件数は、残念ながら年々増加傾向にあります。

虐待は、子どもの命にかかわる重大な違法行為です。周囲の人や行政は、親や子どもが孤立しないように支援するほか、家庭内の事情をできる限り把握し、虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備を推進していきます。

■ 主な取組

施 策	内 容	関係課
①児童虐待防止ネットワークの強化	行政をはじめ、医療・保健・教育機関・警察などの地域における関連機関や団体・専門機関等との連携強化に努めます。また、意見交換や情報の共有化、各種活動の推進による児童虐待の発生予防や早期発見に努め、迅速な連携のとれた対応システムを構築し、地域全体で児童虐待の防止・早期発見・早期対応に対応できるよう取り組みます。 今後も、児童相談所の地区担当と協議や相談ができる関係性を構築し、緊急時における対応についても万全の態勢で臨めるよう関係機関との連携強化を継続していきます。	町民課 福祉課
②児童虐待防止対策の充実	こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期までの支援を実施し、児童虐待防止対策の充実に努めていきます。	町民課 福祉課

(4) 経済的負担の軽減

■施策の方向性

子どもの将来は、生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策を図っていかなくてはなりません。

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりしています。さらに、生活の困窮がネグレクト等の遠因になる可能性もあることから、慎重かつ適切な対応を図っていきます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①各種手当・助成制度に関する情報提供	各種手当・助成制度の利用を促すため、転入手続き時における説明を行っているほか、広報、ホームページ、町公式LINEや子育てひろば「ぬくもり」の利用者LINEなどでの情報提供を行っています。 引き続き、窓口での対応や、ホームページ・SNS等を活用した情報提供を続けていきます。	福祉課

(5) 子育て支援ネットワークづくり

■施策の方向性

育児に関する必要な情報を必要な時に入手することができる環境は、保護者の不安を軽減し、子育て世帯の孤立を防ぐ上で大きな役割を果たします。

保護者が必要な情報に迅速にアクセスできるよう情報提供の充実を図るとともに、庁内の関係機関が連携し、包括的なサポートが行えるような体制の構築に努めます。

■主な取組

施 策	内 容	関係課
①子育てに関する情報提供の充実	子育て中の親が必要なさまざまな情報について、広報誌や町のホームページなどを通じて提供します。 また、ケーブルテレビ「みなみチャンネル」を活用し、地域子ども子育て支援拠点や地域に密着した情報の提供に努めます。 今後は、SNSやアプリ等、保護者のニーズに合わせたツールも活用しつつ、引き続き情報提供の充実に努めます。	福祉課 まちづくり課
②子育てに関係する機関・団体による連携の充実	阿蘇郡市で行っている地域子育て支援拠点事業のネットワーク会議で、意見交換、運営向上、情報を共有し、現状や課題を把握するとともに、各種活動の推進を図ります。 また、小国町と合同でイベントを開催するなどし、連協強化に努めています。 今後は、他市町村や他機関等との情報交換の場を持ち、参考にしながら、さらに充実した子育て支援活動が実施できるように努めます。	福祉課 町民課
③庁内関係機関のネットワークの充実	こども家庭センターを中心に、庁内の関係課及び子育てに関連する機関・団体との意見交換や情報の共有を行い、各種活動の推進を図ります。今後も関係機関との連携を図り、ネットワークの充実につなげていきます。	総務課 福祉課 町民課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 量の見込みと確保の方策の考え方

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本町の人口規模、子どもの数において複数の区域を設定することは、供給過多に陥りやすく、ひいては事業の継続が困難となる可能性があります。

区域を設定するにあたっては、基本指針において「区域の設定は、保護者の移動状況や地域の実情を勘案すること」とされており、本町では、町内全域を教育・保育提供区域とすることを基本とし、需給調整を行うこととします。

図表 32 本町における地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区分 / 施設・施策・事業名		区 域
幼児教育・保育（1～3号認定）		町全域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	町全域
	地域子育て支援拠点事業	町全域
	妊婦健康診査事業	町全域
	乳児家庭全戸訪問事業	町全域
	養育支援訪問事業	町全域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	町全域
	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	町全域
	一時預かり事業	町全域
	延長保育事業	町全域
	病児・病後児保育事業	町全域
	放課後児童健全育成事業	町全域
	子育て世帯訪問支援事業	町全域
	児童育成支援拠点事業	町全域
	親子関係形成支援事業	町全域
	妊婦等包括相談支援事業	町全域
	乳幼児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	町全域
	産後ケア事業	町全域
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	町全域
	多様な主体が参画することを促進するための事業	町全域

(2)「量の見込み」の考え方

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(3) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプ A からタイプ F まで 8 つの潜在的な家庭類型に分類します。潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は次頁のとおりです。

図表 33 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い +幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い +幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(4) 利用意向率について

利用意向率とは、各家庭類型に分類された人のうち、当該事業を利用したいと回答した人の割合（無回答を除く）です。

例えば、ニーズ調査において「タイプ C」に分類された人が 103 人いたとして、「できれば病児・病後児保育施設を利用したいか」との設問に対し、10 人が「利用したい」と回答し、3 人が無回答だった場合、タイプ C の病児・病後児保育に対する利用意向率は、 $10 \div (103 - 3) \times 100 = 10\%$ となります。利用意向率は、潜在的家庭類型ごとに算出します。

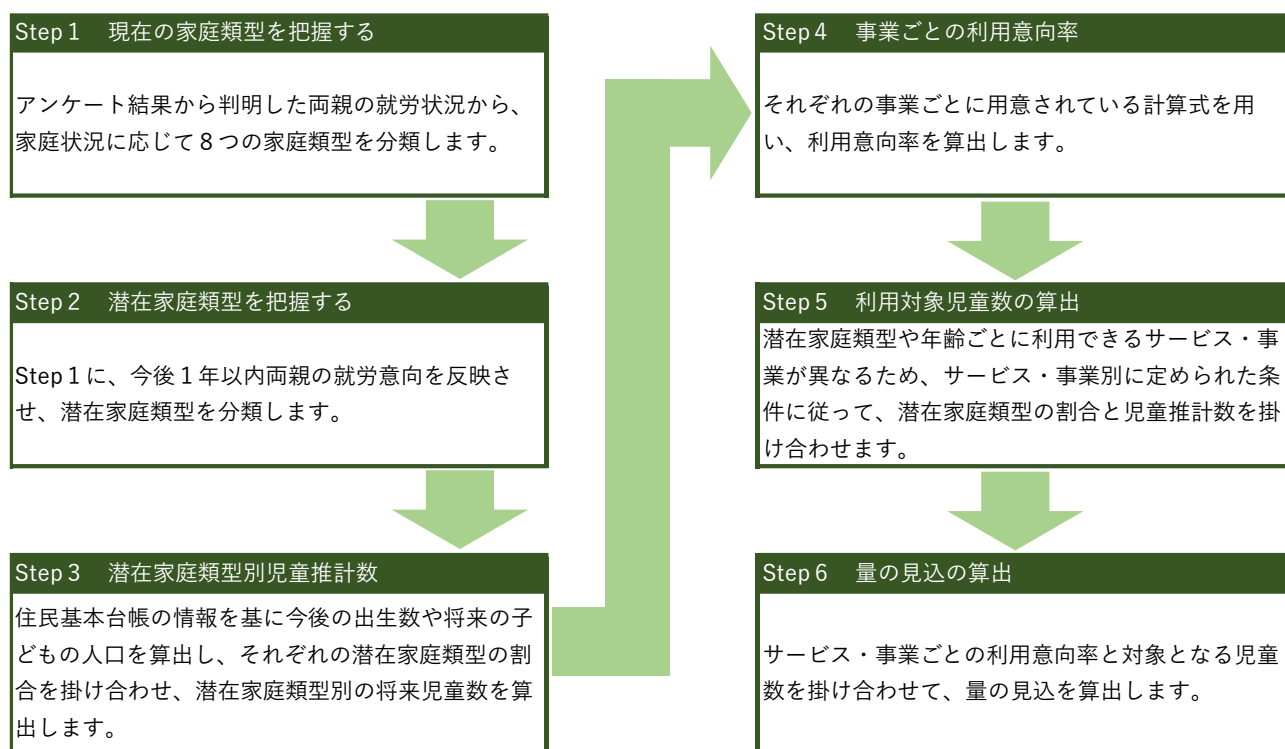
図表 34 病児・病後児保育の利用意向率（例）

家庭類型	類型人数	「利用したい」	無回答	計算式	利用意向率
タイプ A	20 人	5 人	0 人	$5 \div (20 - 0) \times 100$	25%
タイプ B	52 人	10 人	2 人	$10 \div (52 - 2) \times 100$	20%
タイプ C	103 人	10 人	3 人	$10 \div (103 - 3) \times 100$	10%
タイプ E	11 人	3 人	1 人	$3 \div (11 - 1) \times 100$	30%

(5) 量の見込みの計算手順

量の見込みは幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。

図表 35 見込み量の計算手順



2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。なお、認定区分の類型は大きく 3 つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園(保育所部分等)

(2) 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【ニーズ量】

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	7	8	6	7
②供給可能な量	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
(確認を受けない幼稚園)	0	0	0	0	0
届出保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	△9	△7	△8	△6	△7

【確保の方策】

- 令和2年度以降の3～5歳の利用率の平均をもとに利用率を算出し、推計人口に乗じて補正値を算出しました。現在町内に幼稚園がないため、小国町の私立小国幼稚園（認定こども園）での利用調整を図ります。

(3) 2号認定

3歳から5歳の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

【ニーズ量】

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	62	63	51	57
幼児期学校教育利用希望強	0	0	0	0	0
上記以外	75	62	63	51	57
②供給可能な量	82	82	82	82	82
特定教育・保育施設	82	82	82	82	82
届出保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	7	20	19	31	25

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用率の平均をもとに利用率を算出し、推計人口に乗じて補正值を算出しました。量の見込みが町内3保育所の定員数内となっていますので、引き続きニーズに対応していきます。

(4) 3号認定

0歳から2歳の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

● 0歳

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	18	18	18	18
②供給可能な量	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
届出保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	2	△8	△8	△8	△8

● 1歳

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	11	25	25	25
②供給可能な量	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
届出保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	2	13	△1	△1	△1

● 2歳

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	22	11	25	25
②供給可能な量	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	24	24	24	24	24
届出保育施設	0	0	0	0	0
特定地域型保育	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	5	2	13	△1	△1

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用率の平均をもとに利用率を算出し、推計人口に乗じて補正値を算出しました。近年、0歳児からの入園が増えていることにより、令和8年度あたりから不足がでる見込みとなります。不足分については、小国町の私立小国幼稚園（認定こども園）やその他町外保育所等での広域利用による調整を図ります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込と提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

【ニーズ量】

(箇所)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
②供給可能な量	1	1	1	1	1

【確保の方策】

- 令和6年度に、役場内にこども家庭センターを設置しました。妊娠期から切れ目のない支援ができるように、必要な関係機関と情報共有しながら取り組んでいきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人および今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人および現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

【ニーズ量】

(人日)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64	71	74	92	92
②供給可能な量	64	71	74	92	92
実施個所数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

- 現在、町内に1か所の地域子育て支援拠点を設置し、ニーズに対応しています。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	140	322	322	322	322
②供給可能な量	140	322	322	322	322

(人)

【確保の方策】

- 推計の 0 歳人口を出生数とみなし、出生数に健診回数 14 回を乗じて量を見込んでいます。
- 基本的に熊本県内の指定医療機関で受診券を使って利用できる仕組みですが、里帰り出産や県外医療機関利用についても個別に対応し、受診できる医療機関を確保しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 2 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	10	23	23	23	23
②供給可能な量	10	23	23	23	23

(人)

【確保の方策】

- 推計の 0 歳人口を出生数とみなし、量を見込んでいます。町が主体となって、地区担当制で行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2	4	4	4	4
②供給可能な量	2	4	4	4	4

(人)

【確保の方策】

- 保健師が継続して訪問支援を行っている対象者数を基に見込み量を推計しました。妊産期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭については、保健師やこども家庭センター等関係機関が連携を図りながら、必要な支援や助言を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②供給可能な量	730	730	730	730	730
過不足 (②－①)	730	730	730	730	730

(人日)

【確保の方策】

- 令和 2 年度からショートステイ事業・トワイライトステイ事業を実施しています。
- 供給可能な量として、1 日あたりの受け入れ可能数 2 名に年間の実施可能日数 365 日に乗じた数を記載しています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【ニーズ量】

(人日)					
年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	22	22	22	22	22
②供給可能な量	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	△22	△22	△22	△22	△22

【確保の方策】

- 現在、町では事業を実施していませんが、社会福祉協議会で実施していた「子育てサポート事業」を引き継ぐ事業として、ニーズに応じて町主体での事業の実施を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて量の見込みを算出します。

①幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

【量の見込みの算出方法】

- 1号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、「幼稚園」、「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」、「預かり保育」を利用していると回答した人

● 2号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

【ニーズ量】

(人日)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,171	1,804	1,833	1,494	1,663
1号認定による利用	2,171	1,804	1,833	1,494	1,663
2号認定による利用	0	0	0	0	0
②供給可能な量	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 幼稚園型については、現在町内に幼稚園がないため、小国町の私立小国幼稚園（認定こども園）にて利用調整を図っていきます。

②一時預かり事業（その他）

就学前児童のうち未就園児を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	不定期事業を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

(人日)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	101	84	86	70	78
②供給可能な量	101	84	86	70	78

【確保の方策】

- 令和2年度より、市原保育園にて一時預かり事業を実施しており、令和2年度から令和6年度までの実績を基に見込み量を推計しています。引き続き、市原保育園にてニーズに対応していきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園が、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

【ニーズ量】

(人/月)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	22	23	23	24
②供給可能な量	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 計画期間内の実施予定はありませんが、実施に向けた検討を継続的行っていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

【ニーズ量】

(人日)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	266	249	258	262	274
②供給可能な量	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 看護師等の確保や施設整備等の課題があり、現在、本町では実施できていません。
- 近隣市町村の施設利用も考慮しながら、保護者のニーズに対応できるよう検討を続ける必要があります。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な養育を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【ニーズ量

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	65	67	65	62	59
②供給可能な量	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	△65	△67	△65	△62	△59

(人)

【確保の方策】

- 現在、本町では放課後児童クラブは実施していません。
- 家庭環境の多様化や保護者のニーズをふまえて、必要に応じて児童の安全・安心な居場所の確保・整備について、引き続き関係機関との検討に努めます。

(12) 放課後子ども教室

放課後や週末に、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境をつくる取り組みです。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	66	67	65	63	60
②供給可能な量	66	67	65	63	60
実施校区数 (校区)	2	2	2	2	2
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

- 児童推計を基に、見込み量を推計しています。
- 引き続き、市原小学校と中原小学校において放課後子ども教室を実施し、子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②供給可能な量	480	480	480	480	480
過不足 (②－①)	480	480	480	480	480

(人)

【確保の方策】

- 量の見込みは国の手引きに従い、0 歳～17 歳までの推計児童人口 (A) に、対象世帯数 (C) を 0 歳～17 歳までの全児童推計人口 (B) で除したものを乗じ、さらに平均利用日数 (D) を乗じて算出しています ($A \times (C/B) \times D$)。
- 供給可能な量として、1 日あたりの受け入れ可能数 2 名に 1 年間の実施可能日数 240 日 を乗じた数を記載しています。

(14) 児童育成支援拠点事業【新】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②供給可能な量	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	△1	△1	△1	△1	△1

(人)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、6 歳～17 歳までの推計児童人口 (A) に、対象児童数 (C) を 6 歳～17 歳までの全児童推計人口 (B) で除したものを乗じて算出しています ($A \times (C/B)$)。
- 本町での本事業の実施は予定していませんが、ニーズがあった場合にはこども家庭センターを中心として、関係機関と連携した支援に努めます。

(15) 親子関係形成支援事業【新】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②供給可能な量	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	△4	△4	△4	△4	△4

(人)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、0 歳～17 歳までの推計児童人口 (A) に、対象世帯数 (C) を 0 歳～17 歳までの全児童推計人口 (B) で除したものを乗じ算出しています ($A \times (C/B)$)。
- 本町での本事業の実施は予定していませんが、ニーズがあった場合にはこども家庭センターを中心として、関係機関と連携した支援に努めます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新】

各自治体が、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行うというものです。

【ニーズ量】

年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	30	69	69	69	69
妊娠届け出数 (人)	10	23	23	23	23
面談回数 (回)	3	3	3	3	3
②供給可能な量	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	△30	△69	△69	△69	△69

(人回)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、妊娠届け出数等から対象者数を算定したうえで、1 組 (妊婦及びその配偶者等) 当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込んでいます。
- 推計の 0 歳人口を出生数とみなし、面談回数 (3 回) を乗じて量を見込んでいます。
- 本町での本事業の実施は予定していませんが、こども家庭センターを中心とした相談体制の強化に努めます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新】

保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子どもに対して、月一定時間までの利用可能枠の中であれば、就労要件を問わず保育を提供する制度です。

【二一ズ量】

● 0歳（生後6か月以降）

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	12	12	12	12
②供給可能な量	—	12	12	12	12
過不足（②－①）	—	0	0	0	0

● 1歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	2	6	6	6
②供給可能な量	—	2	6	6	6
過不足（②－①）	—	0	0	0	0

● 2歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	2	1	5	5
②供給可能な量	—	2	1	5	5
過不足（②－①）	—	0	0	0	0

【確保の方策】

- 本町では、令和8年度から実施します。
- 国の手引きに従い、対象年齢の推計人口の未就園児数に、月一定時間の利用を乗じて算出しています。
- 対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定しています。また、月一定時間についても同様に、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定しており、市原保育園での実施を予定しています。

(18) 産後ケア事業【新】

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業です。

【ニーズ量】

(人日)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②供給可能な量	8	8	8	8	8
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、推計産婦数(人)(A)に、利用見込み産婦数(C)を全産婦数(B)で除したものを乗じ、さらに平均利用日数(D)を乗じて算出しています($A \times (C/B) \times D$)。
- 推計産婦数は、推計の0歳人口を出生数とみなし、同数で量を見込んでいます。
- 全産婦数は、利用見込み産婦数算出時点の妊娠届出数等の実績を用いています。
- 利用見込み産婦数及び平均利用日数は、産後ケア事業の利用実績データをもとに求めた産婦数とその平均利用日数を用いています。
- 本町では令和5年度から実施しており、産院等で産後ケアのサービスを受ける際の費用を補助しています。

(19) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。国の動向に対応して、実施していきます。

(20) 多様な主体が参画することを促進するための事業

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。

今後は事業者からの申請にもとづき、必要に応じて事業を展開することとします。

4. 教育・保育の一体的な提供の推進

平成 27 年 4 月から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ることとなっています。

これは、少子化、共働き世帯の増加、女性の社会進出といった社会の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えつつ教育・保育の一体的な提供を推進することを目的としたものです。

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設で、既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えており、都道府県から認定を受けています。

本町には保育園が 3 園ありますが、保育施設等の施設意向に則し、施設が認定こども園に移行を検討する際には、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等を行います。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。

保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

第6章 子どもの貧困に関する取り組み

1. 子どもの貧困に関する現状と課題

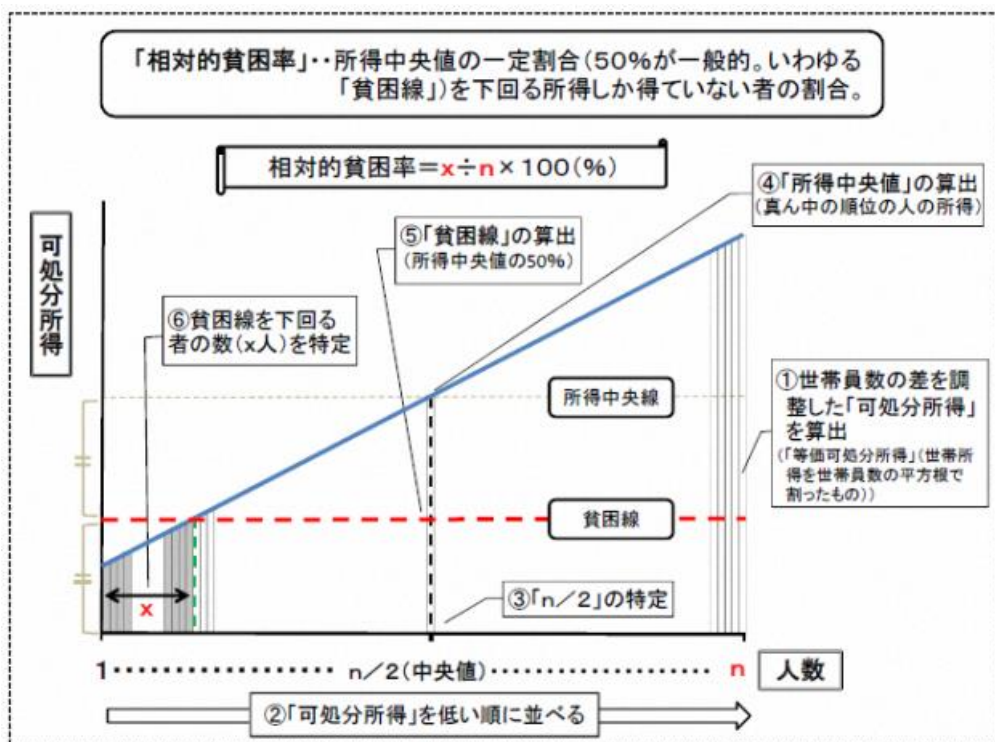
貧困とは、住む家がない、食べるものがないなどの必要最低限の生活水準が満たされないほどに経済的に困窮している状態だけを指すものではありません。教育や体験など、あらゆる選択肢や機会が奪われた状態も「貧困」の状態であるといえます。一般的に、前者は「絶対的貧困」、後者は「相対的貧困」と言われます。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。

内閣府の実施した「子供の生活状況調査の分析報告書」では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人数の平方根で割ったもの）が中央値の半分に満たない世帯を「貧困層」と定義しており（図表 36）、「令和3年度 子供の生活状況調査の分析報告書」では、12.9%が貧困層に該当するということが分かりました。

同調査では、もっとも収入の水準が低い等価可処分所得が中央値の半分に満たない世帯やひとり親世帯では、現在の暮らしの状況について「苦しい」、「大変苦しい」と回答した割合が全体の2倍程度に及ぶ結果となっています。こうした状況を踏まえ、本町においても、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援を行っていく必要があると言えます。

図表 36 相対的貧困の基準



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

2. 統計データからみる子どもの貧困の状況

(1) 生活保護受給者の推移

生活保護受給者の状況をみると、令和2年時点では17世帯、20人が受給しており、保護率は5.04%※3となっています。

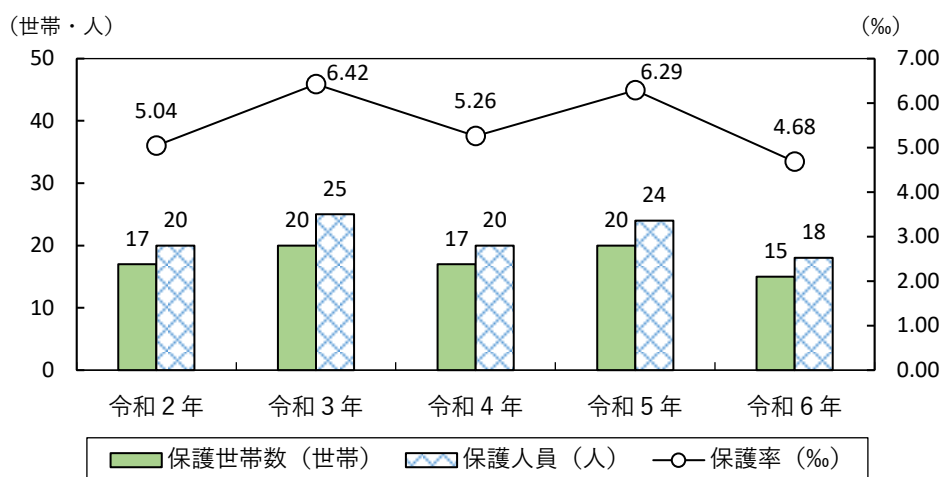
令和2年以降、令和3年から令和5年にかけて被保護世帯数と世帯人員が増加し、保護率も高くなっていましたが、令和6年時点では被保護世帯数、保護人員ともに減少し、保護率も4.68%まで減少しています。

令和3年から令和5年の間は、新型コロナウイルス感染症に伴う失業や休業等の影響により全国的に生活保護の申請が増加しており、本町でも同様の理由から生活保護受給者が増加したものと考えられます。

本町では、令和5年から令和6年にかけて生活保護受給者が減少していますが、感染症流行後の物価高騰が新たな経済的困難を引き起こしたことで、全国的には、低所得層を中心に生活保護申請件数が高止まりしている傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の直接的な影響は収束しつつありますが、物価高や格差拡大により、生活保護を申請する人も少なくないことから、今後も適切な制度の利用促進に努めていく必要があります。

図表 37 生活保護の受給状況の推移



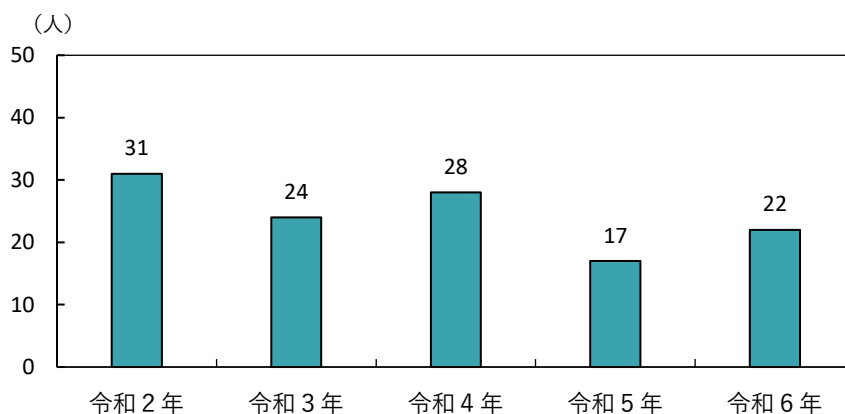
※保護率は「被保護実人員÷総人口×1000」で算出しています。
出展：福祉課調べ

※3 % (パーミル) …1,000 分の 1 を 1 とする単位。

(2) 準要保護児童生徒数

準要保護児童生徒数は、令和2年時点で31人となっていました、令和6年時点では22人まで減少しています。

図表 38 準要保護児童生徒数の推移

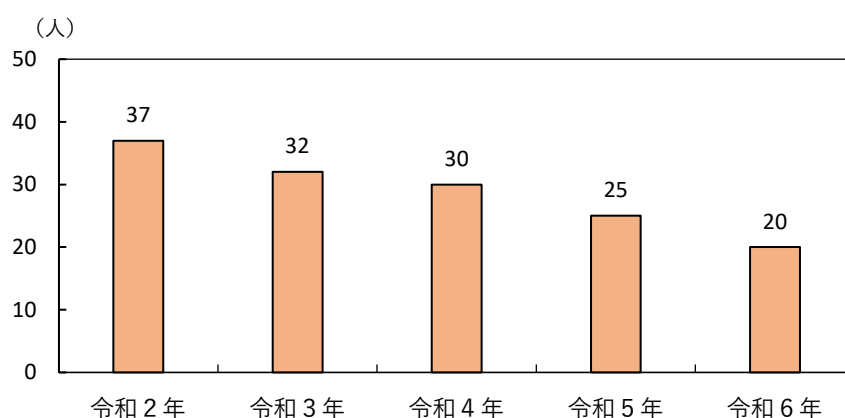


出展：教育委員会調べ

(3) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者は減少傾向にあり、令和2年時点では37人となっていました、令和6年時点では20人まで減少しています。

図表 39 児童扶養手当受給者の推移



出展：福祉課調べ

3. アンケート調査結果からみる子どもの貧困の状況

子どもの将来のために必要な環境整備と教育の機会確保を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すため、熊本県は、令和5年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。県の実施した調査の本町の主な結果から、こどもの貧困の状況をまとめます。

(1) 子どもの生活に関する生活実態調査

①調査対象者

- 県内の公立小学校5年生の子ども及び保護者
- 県内の公立中学校2年生の子ども及び保護者

②調査方法

- 調査票（WEB アンケート）の回答用 QR コードが記載された依頼文を市町村を通じ各学校に配付し、各学校から調査対象者に配付。
- 調査対象者は、学校や家庭等で WEB アンケートに回答を入力。

③調査期間

令和5年8月25日（金）～令和5年10月14日（土）

(2) 調査における相対的貧困率

子どもの生活に関する実態調査において、国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出手法に沿って、「等価可処分所得」及びそれを基に区分した困窮度を用いて相対的貧困に該当する世帯の割合を算出しています。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のことを指します。

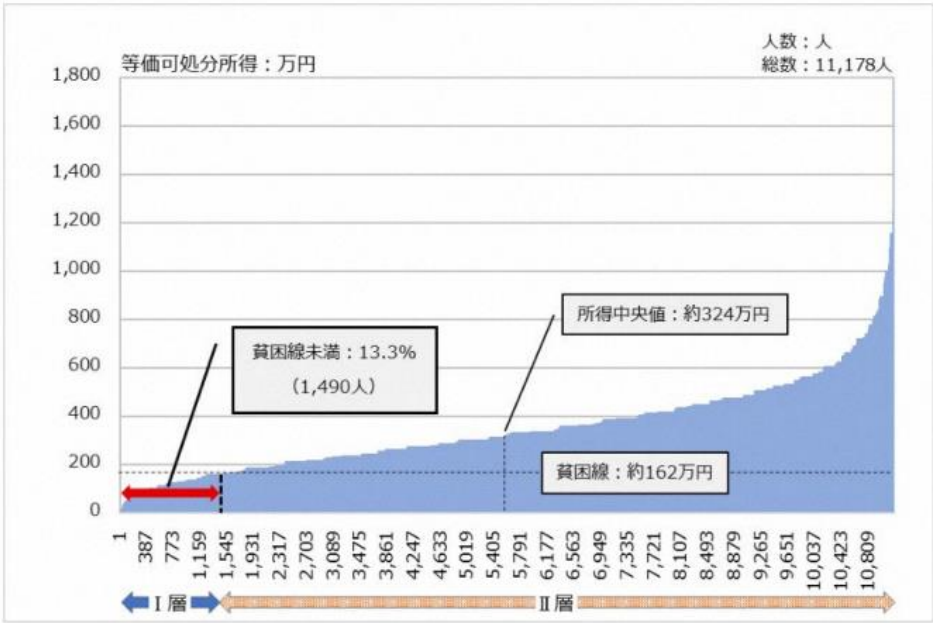
貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出されています（p.77 図表 36 参照）。

上記算出手法に沿って、熊本県の子育て世帯における相対的貧困率を算出した結果、貧困線を下回る世帯の割合は全体で13.3%となり、ひとり親世帯^{※4}では40.9%となっています。

※4 本調査では、母子世帯（子どもの母と同居し、父と同居していないと回答した世帯）及び父子世帯（子どもの父と同居し、母と同居していないと回答した世帯）を合わせた世帯を「ひとり親世帯」として集計しています。

また、調査対象者数が少ないため単純に比較できませんが、参考として、本調査での本町における 17.5%の世帯が、相対的貧困に該当する結果となっています。

図表 40 熊本県の子育て世帯の相対的貧困率



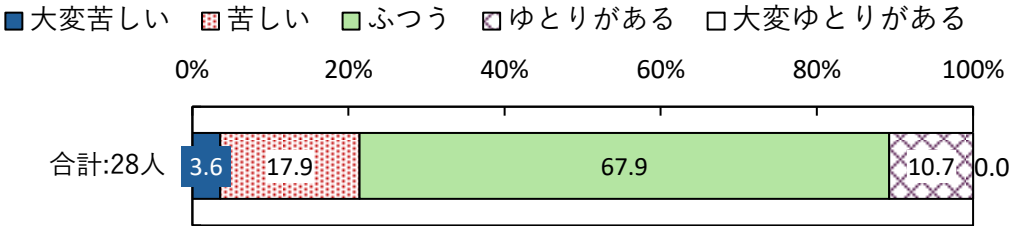
出典：令和5年熊本県子どもの生活に関する実態調査結果報告書

（3）現在の生活の状況について

現在の暮らしの状況をどのように感じていますかをたずねた設問について、本町の結果をみると、「大変苦しい」「苦しい」と回答した人の割合が 21.5%となっています。

標本数が少ないため誤差に留意する必要がありますが、OECDの基準を用いた本町の相対的貧困に該当する世帯は 17.5%となっていることから、相対的貧困に該当しない世帯であっても、生活の状況について困難を感じている世帯も少なからず存在しているものと考えられます。

図表 41 現在の生活の状況について



4. 取り組みの方向性

(1) 南小国町の子どもの貧困対策についての将来像

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

(2) 取り組みと基本方針

下記の4つの基本指針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援
子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。
基本方針2 生活・就労の支援
子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。
基本方針3 経済的支援
様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。 本町においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。 経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。
基本方針4 連携体制等の構築
子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。 子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

5. 取り組みの内容

(1) 教育の支援

我が国は、授業料の無償化や就学支援などが進められていますが、教科書や教材費、制服費、給食費、修学旅行費など、教育に関連するさまざまな費用が家庭の負担となっています。特に中学・高校・大学進学にかかる費用は大きく、進学をあきらめざるを得ない子どももいます。

また、家庭の収入によって塾や家庭教師といった学外教育の機会に差が生じるため、学習の遅れが顕著になるケースもあります。経済的に余裕がある家庭の子どもは進学の選択肢が広がる一方で、高校や大学進学が難しいという貧困家庭の子どもも少なくありません。

さらに、貧困は、多くの場合、教育や健康、就労機会などの複合的な要因によって引き起こされます。家庭の経済状況が子どもの生活環境、教育機会、そして健康に大きく影響することが多く、親が経済的な困難を抱えている場合、子どもは成長に必要な経験や機会を得にくくなり、その結果、次世代にわたって貧困が連鎖するリスクが高まります。

子どもの将来は、生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、各種支援に努めます。

①学校教育の充実

施 策	内 容	関係課
教職員に対する啓発	各学校の教職員が家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、夢に挑戦できるような指導に取り組めるよう、町校長会や各学校の校内で研修を実施しています。今後も子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等の開催に努めます。	教育委員会
キャリア教育に関する学習	南小国町の未来の創り手を育成するために、キャリア教育の視点を踏まえた「きよら授業の改善」「きよら学の推進」に取り組み、学ぶことを自分の将来につなげながら、社会の中で自分の役割を果たしつつ、自分らしい生き方を実現していくための力を育む取り組みを進めていきます。	教育委員会
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。	教育委員会 保育園

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施 策	内 容	関係課
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	教育委員会
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。 また、今後は令和6年度に町民課内に設置したこども家庭センターとの連携強化にも努めていきます。	教育委員会 福祉課 町民課

③地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	内 容	関係課
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びの支援に努めます。	教育委員会

④就学前教育・保育の充実

施 策	内 容	関係課
就学前教育・保育の質の向上	保育に携わる全ての職員に研修受講を推進し保育の質の向上に努めます。	福祉課 保育園
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	病児・病後児保育の実施について、小国町との協議を再開し、ニーズに応じた支援ができるよう検討していきます。 また、一時預かり事業に加えて令和8年度からは新たに「こども誰でも通園制度」が事業開始します。在園児の保育に対する安心・安全が守られたうえで、充実した保育サービスが実施できるよう提供体制の整備に努めます。	福祉課 保育園

⑤就学支援の充実

施 策	内 容	関係課
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など町民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	教育委員会

(2) 生活・就労の支援

生活が困難な状態にある世帯に対しては、職業訓練による技能、知識の習得など、生活の安定に向けたきめ細かい支援をしていく必要があります。

熊本県の実施した生活実態調査によると、本町の児童生徒の17.5%が相対的貧困に該当するとの結果が出ており、さらに、現在の暮らしの状況について、21.5%が「大変苦しい」「苦しい」と回答していることから、子育て世帯への経済的支援が重要であると言えます。

子育て世帯が生活を安定させ、将来にわたって健全に成長できるようにするためには、保護者の就労機会を確保するだけでなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立しながら安心して子どもを育てることができるよう、また、家族がゆとりを持って接する時間が少しでも多く持てるよう、適正な労働環境の整備と、経済的・社会的な支援を充実させていく必要があります。

①子どもたちの居場所づくり

施 策	内 容	関係課
児童の安心・安全な放課後の居場所づくり	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、児童が安心・安全に過ごせる放課後の居場所づくりに努めます。	教育委員会 福祉課
多世代交流の推進 【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びの支援に努めます。	教育委員会
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、保護者のニーズを把握し、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。	福祉課 町民課

②子どもの健康・生活への支援

施 策	内 容	関係課
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。今後も乳幼児健診を通じて、児の身体面・精神面の疾病や異常の早期発見に努めます。	町民課
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図り、関係機関と連携しながら、食育のさらなる強化に努めます。	町民課 保育園 教育委員会

③子どもの将来に向けた就労支援の充実

施 策	内 容	関係課
キャリア教育に関する学習【再掲】	南小国町の未来の創り手を育成するために、キャリア教育の視点を踏まえた「きよら授業の改善」「きよら学の推進」に取り組み、学ぶことを自分の将来につなげながら、社会の中で自分の役割を果たしつつ、自分らしい生き方を実現していくための力を育む取り組みを進めていきます。	教育委員会
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。	教育委員会
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。また、高校等と連携し、支援の検討をしていきます。	福祉課 学校

④保護者の就労支援

施 策	内 容	関係課
保護者の就労支援	ハローワーク、県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。引き続き、情報提供等による支援を行っていきます。	福祉課
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。引き続き、適切な支援事業の案内を行いながら、こども家庭センターとも連携して自立に向けた支援に努めます。	福祉課

⑤保護者の健康確保

施 策	内 容	関係課
保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。	町民課

⑥暮らしへの支援

施 策	内 容	関係課
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	保護者が抱える様々な問題について随時相談に対応します。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。今後も関係機関と連携しながら、支援事業の利用促進に努めます。	町民課 福祉課 保育園 教育委員会
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。また、住宅に困窮する保護者や未就学児のいる世帯に優先的に貸与するなど住居を確保するための支援に取り組みます。引き続き、南小国町社会福祉協議会にて相談・申請業務を行い支援につなげます。	福祉課 社会福祉協議会

(3) 経済的支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活を安定したものとするためには、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により、子どものいる世帯の生活を下支えしていく必要があります。

子育て世帯に対する経済的支援は、児童手当、保育料補助、育児休業給付金など多岐にわたりますが、依然として支援が十分でないと感じる世帯も多く、子育てに関するニーズ調査の結果でも、市の子育て施策に望むこととして経済的支援の充実と回答した人が多くなっています。

近年では、物価の上昇や生活費の高騰などの影響により、子育て世帯に限らず、経済的に困難を感じている世帯も多くあります。各種制度の見直しや適切な利用促進により、すべての子どもが安心して生活を送ることができるよう支援していくことが重要です。

①生活を支える経済的な支援

施 策	内 容	関係課
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。	福祉課 教育委員会
ひとり親家庭等への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成などに取り組みます。また、貸付金に関する相談や情報提供を行います。今後も引き続き、医療費の助成や情報提供等を通じた支援に取り組みます。	福祉課
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	引き続き、生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し教育資金などの貸付による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。	教育委員会 福祉課

(4) 連携体制等の支援

貧困の問題は、経済的な支援だけでなく、教育、福祉、医療、住居支援など、多岐にわたる課題が複雑に絡み合っています。

行政機関は貧困にまつわる現状を把握し、課題に応じた政策を立案する役割を果たしますが、貧困家庭の子どもやその家族が抱える具体的な問題は、地域や学校、医療などの日常生活の場で困難となって現れることが多いことから、これらの各場面において、子どもやその家庭が孤立しないための支援が重要となります。

関係機関が緊密に連携し、貧困に苦しむ子どもやその家族に対する多面的な支援が実現できるよう努めていく必要があります。

①相談体制の整備・充実

施 策	内 容	関係課
総合的な児童虐待防止の推進	相談体制を充実させ、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、関係機関と連携して訪問等を実施するなど、適切な支援を行います。今後も関係機関と連携しながら児童虐待防止の推進に努めます。	福祉課 町民課
妊娠期からの切れ目ない支援	こども家庭センターによる、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスの活動推進を図ります。今後も関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施していきます。	町民課
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実を図ります。また、状況に応じた福祉サービスの利用・相談が受けられるよう、社会福祉協議会や関係機関との連携強化を図ります。今後も継続してこども家庭センターに専門職員を配置し、相談・対応体制を充実させていきます。	総務課 福祉課 町民課 社会福祉協議会

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

本町は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び小学校においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担って頂くとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、本町は積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、本町は、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもの利用が見込まれる事業について、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

（３）国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

2. PDCAによる点検

行動計画の推進にあたっては、PDCA サイクルを確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

(1) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、町民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

(2) 実行する(Do)

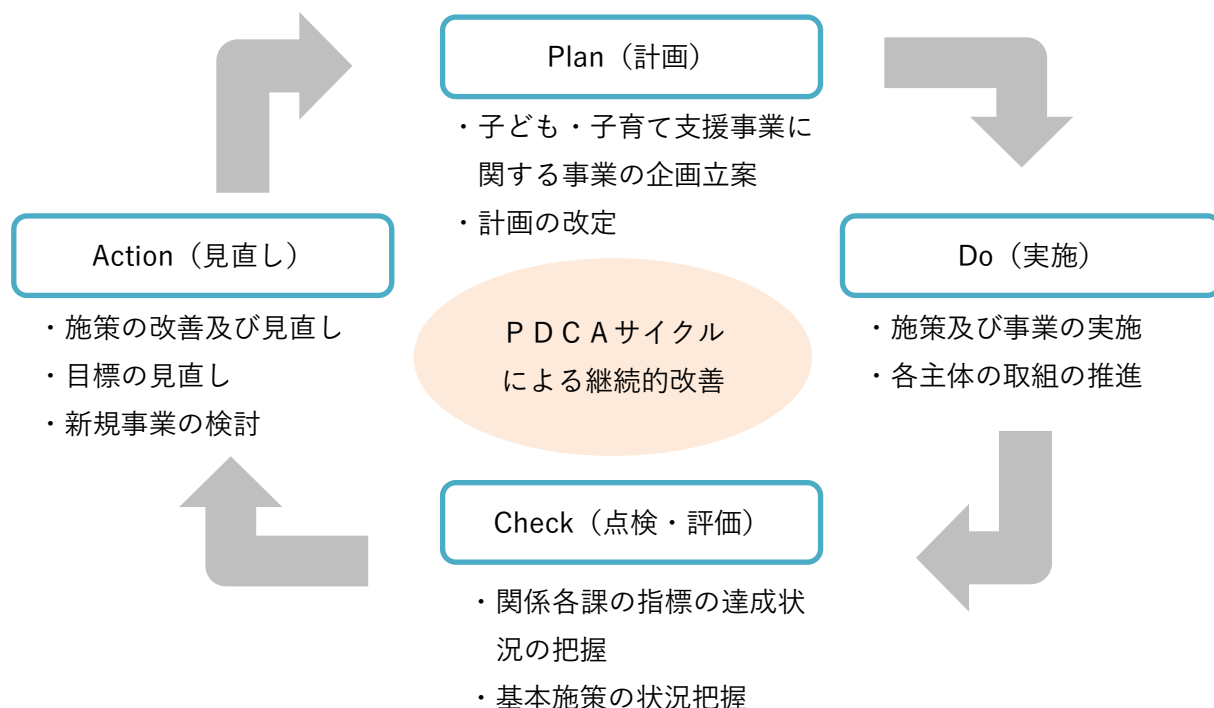
事業の実施者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が、把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

(3) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況を関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

(4) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1. 南小国町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 12 月 18 日南小国町条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)法第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、南小国町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子育ての支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席者を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 南小国町子ども・子育て会議 委員名簿

所属・役職名等	委嘱理由（第3条2項）
町議会代表 （総務文教常任委員長）	（6）前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者
校長会代表	（3）子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
小国幼稚園園長	（3）子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
民生委員児童委員協議会長	（2）地域において子育ての支援を行う者
町社会福祉協議会事務局長	（2）地域において子育ての支援を行う者
市原保育園保護者会	（1）子どもの保護者
中原保育園保護者会	（1）子どもの保護者
黒川保育園保護者会	（1）子どもの保護者
教育委員会事務局長	（3）子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
町民課長	（3）子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

第 3 期南小国町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年度～令和 11 年度

令和 7 年 3 月

発行 南小国町役場 福祉課

〒862-2492

熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場 143 番地

電話(直通)：0967-42-1117
